

仙北市地域防災計画

【震災対策編】

仙北市防災会議

沿革

修正次	修正（作成）年月	備 考
新規作成	平成20年 3月	仙北市地域防災計画策定 「一般災害対策編」と「震災対策編」
第1次	平成23年11月	「火山災害対策編」を追加 「一般災害対策編」と「震災対策編」を一部修正

震災対策編目次

第1章 地震災害予防計画

第1節	被害想定	1
第1	基本的な考え方	1
第2	被害想定調査結果	1
第2節	仙北市の防災対策の推進計画	5
第1	計画の方針	5
第2	指 針	5
第3節	防災知識の普及計画	7
第1	計画の方針	7
第2	被災者に対する知識	7
第3	職員に対する防災教育	7
第4	一般住民に対する防災知識の普及	8
第5	学校等を通じた防災知識の普及	9
第6	防災上重要な施設の管理者等の教育	10
第7	企業における防災教育	11
第8	防災に関する意識調査	11
第4節	自主防災組織等の育成計画	12
第1	計画の方針	12
第2	地域住民等の自主防災組織	12
第3	事業所の自衛消防組織等	13
第5節	防災訓練計画	15
第1	計画の方針	15
第2	現 況	15
第3	訓練の区分	15
第4	訓練の種別	15
第5	訓練の系統図	16
第6	防災訓練計画	17
第7	訓練実施要項	18
第8	市の総合防災訓練の実施方針	18

第6節	災害情報の収集、伝達計画	-----	20
第1	計画の方針	-----	20
第2	情報収集体制	-----	20
第7節	通信施設の災害予防計画	-----	21
第1	計画の方針	-----	21
第2	通信施設の整備	-----	21
第3	東日本電信電話(株)秋田支店施設	-----	22
第4	N T T ドコモ東北支社秋田支店施設	-----	23
第5	関係機関の通信施設	-----	24
第1節	水害予防計画	-----	25
第9節	火災予防計画	-----	25
第1	計画の方針	-----	25
第2	出火防止と初期消火	-----	25
第3	火災の延焼拡大の防止	-----	25
第4	消防水利の整備	-----	26
第10節	危険物施設等災害予防計画	-----	27
第11節	建造物等災害予防計画	-----	27
第1	計画の方針	-----	27
第2	公共建造物等	-----	27
第3	一般の建造物	-----	27
第4	ブロックべい・石べい等	-----	28
第5	家具等の転倒防止	-----	28
第12節	土砂災害予防計画	-----	29
第13節	公共施設災害予防計画	-----	29
第14節	農業災害予防計画	-----	29
第1	計画の方針	-----	29
第2	農地及び農業用施設等	-----	29
第15節	文化財災害予防計画	-----	30
第16節	避難計画	-----	30
第1	計画の方針	-----	30
第2	避難場所・避難路等	-----	30
第17節	医療計画	-----	32
第18節	積雪期の地震災害予防計画	-----	32
第1	総合的な雪対策の推進	-----	32

第2	交通の確保	-----	32
第3	雪に強いまちづくりの推進	-----	33
第4	除排雪時におけるボランティア活動	-----	33
第5	スキー場対策	-----	33
第19節	災害対策拠点の指定及び整備に関する計画	-----	35
第1	計画の方針	-----	35
第2	計 画	-----	35
第20節	災害時要援護者の安全確保に関する計画	-----	37
第21節	ボランティア活動との調整計画	-----	37
第22節	災害時の生活必需品等の確保に関する計画	-----	37
第23節	広域応援体制の整備等	-----	39
第24節	緊急輸送体制の整備	-----	39
第1	計画の方針	-----	39
第2	指定拠点	-----	39
第3	緊急輸送道路	-----	40

第2章 災害応急対策計画

第1節	活動体制計画	-----	41
第1	計画の方針	-----	41
第2	防災活動体制	-----	41
第3	仙北市災害対策本部等	-----	43
第2節	動員計画	-----	52
第1	計画の方針	-----	52
第2	職員の動員	-----	52
第3	応急公用負担	-----	56
第3節	相互応援協力計画	-----	57
第4節	消防防災ヘリコプターの活用計画	-----	57
第5節	自衛隊の災害派遣要請計画	-----	57
第6節	地震情報の伝達計画	-----	57
第1	計画の方針	-----	57
第2	地震情報等の種類と発表	-----	57
第3	地震情報等の伝達	-----	58
第4	地震情報の取扱要領	-----	59

第7節	災害情報の収集、伝達計画	-----	60
第1	計画の方針	-----	60
第2	情報収集体制及び伝達系統	-----	60
第3	異常現象発見時の措置	-----	60
第4	緊急地震速報の種類と発表基準	-----	61
第5	地震による特殊災害発生時の措置	-----	62
第6	被害状況等の調査	-----	62
第7	被害報告要領	-----	63
第8節	通信運用計画	-----	75
第9節	広報計画	-----	75
第10節	避難対策計画	-----	76
第1	計画の方針	-----	76
第2	避難準備情報、避難の勧告、指示及び警戒区域設定の実施責任者	-----	76
第3	避難準備情報、避難勧告及び指示の要領	-----	79
第4	避難の方法	-----	80
第5	避難所の開設及び運営	-----	80
第11節	消防・救助活動計画	-----	82
第1	計画の方針	-----	82
第2	消防防災体制の整備	-----	82
第3	消防活動	-----	82
第4	救助活動	-----	83
第5	火災及び災害等の報告	-----	83
第6	地域防災計画と消防計画との関係	-----	83
第12節	水防活動計画	-----	84
第1	計画の方針	-----	84
第2	水防体制	-----	84
第3	出動準備	-----	84
第4	水防活動	-----	84
第13節	災害警備活動計画	-----	85
第14節	輸送計画	-----	85
第1	計画の方針	-----	85
第2	実施機関	-----	85
第3	輸送路の確保	-----	85
第4	輸送	-----	85

第5	緊急輸送	-----	86
第15節	給食、給水計画	-----	87
第1	計画の方針	-----	87
第2	給食	-----	87
第3	食糧の調達方法	-----	88
第4	給水	-----	89
第16節	生活必需品等の供給計画	-----	90
第1	計画の方針	-----	90
第2	実施機関	-----	90
第3	生活必需品の給与及び貸与の対象者	-----	90
第4	生活必需品の範囲	-----	90
第5	生活必需品の調達方法	-----	90
第6	生活必需品の給与又は貸与の方法	-----	91
第17節	医療救護計画	-----	92
第1	計画の方針	-----	92
第2	実施体制	-----	92
第3	応急救護所	-----	92
第4	災害医療機関の役割	-----	93
第5	災害・救急医療情報システムの活用	-----	93
第6	搬送	-----	94
第7	市の活動	-----	95
第18節	公共施設等の応急復旧計画	-----	97
第19節	ライフライン施設応急対策計画	-----	97
第1	計画の方針	-----	97
第2	水道施設	-----	97
第3	下水道施設	-----	97
第4	電気施設	-----	98
第20節	危険物施設等応急対策計画	-----	100
第21節	防疫・保健衛生計画	-----	100
第22節	廃棄物処理計画	-----	100
第23節	遺体の捜索・処理・埋葬計画	-----	100
第24節	障害物除去計画	-----	100
第25節	文教対策計画	-----	100
第26節	住宅応急対策計画	-----	100

第27節	災害救助法の適用計画	-----	100
第28節	孤立地区対策計画	-----	101
第1	計画の方針	-----	101
第2	交通路の確保	-----	101
第3	通信手段の確保	-----	101
第4	電力の確保	-----	101
第5	救急患者の搬送	-----	101
第6	緊急物資の備蓄	-----	102
第7	し尿、ごみの処理	-----	102

第3章 災害復旧計画

第1節	公共施設災害復旧事業計画	-----	103
第1	計画の方針	-----	103
第2	実施体制	-----	103
第3	災害復旧事業計画	-----	103
第4	復旧事業の促進	-----	104
第2節	財政負担に関する計画	-----	105
第1	計画の方針	-----	105
第2	対 策	-----	105
第3節	被災中小企業の振興等経済復興支援計画	-----	107
第1	計画の方針	-----	107
第2	実施体制	-----	107
第3	復興事業の促進	-----	107
第4節	農林業経営安定計画	-----	108
第1	日本政策金融公庫資金	-----	108
第2	天災融資法による災害経営資金	-----	108
第5節	被災者の生活確保計画	-----	111
第1	計画の方針	-----	111
第2	対 策	-----	111
第3	被災者に対する就業斡旋等	-----	113
第4	租税の徴収猶予及び減免等	-----	113
第5	簡易保険・郵便年金契約者に対する非常貸付・郵便貯金等預金者に対する非常払渡等	-----	114
第6	公営住宅の建設及び住宅金融支援機構融資の斡旋	-----	114

第7	生活必需品・災害復旧用資機材の確保	-----	114
第8	災害弔慰金等の支給	-----	115
第9	被災者生活再建支援金の支給	-----	115
第6節	救援物資、義援金の受け入れ及び配分に関する計画	-----	117
第7節	激甚災害の指定に関する計画	-----	118
第1	計画の方針	-----	118
第2	対 策	-----	118

第 1 章 地震災害予防計画

第 1 節 被害想定

第 1 基本的な考え方

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災は、市内では家屋の倒壊などの被害はなかったものの、火力発電所の稼働停止による長時間の停電、東北新幹線や東北自動車道の機能停止による観光産業や生活へ与えた打撃は、かつてない甚大なものであった。その後も余震が引き続き、特に仙北市においては、直下型の地震も頻発している。

県内では多数の活断層が存在するほか、本県西部が地震予知連絡会によって特定観測地域指定されていることや、過去に秋田県で被害を受けた地震のうち半分近い 13 回（43.3%）がマグニチュード 7.0 以上の地震であったこと、また、本市の周辺地域でも活断層を震央とする大きな地震が発生しているなどを考慮すると、近い将来、県内及び日本海沖を震源とするマグニチュード 7.0 以上の大地震が発生することも十分に考えられる。

こうしたことから、秋田県は地域防災計画で想定している地震規模の見直しを行うこととしており、仙北市も平行して市の地域防災計画を修正して行く。

第 2 被害想定調査結果

1 被害想定調査の目的

地震防災対策は、地震発生環境に基づき災害発生環境の現状を踏まえて、災害発生 of 未然防止の観点から予防措置を講ずるとともに、災害発生時における迅速かつ的確な応急対策を実施するための態勢を整備し被害を最小限に食い止めるための対策を講じなければならない。

また震災後の人心の安定と平穏な生活の 1 日も早い回復のための災害復旧・復興の態勢を講ずることにある。

このため、本県の地震災害環境を科学的かつ総合的に把握し、地震発生環境及び災害規模の想定並びに災害対応能力を調査することが今後の地震防災対策を効果的に推進するうえで不可欠である。このような認識に立って、県では、秋田県の地震災害環境をトータル的に把握するため地盤の地震時挙動調査、地震被害想定調査及び機能支障想定調査を柱とする被害想定調査を平成 7 年度から平成 8 年度にわたり行った。

この調査を踏まえ地震に強い県土づくりに努めるとともに、市民が安心して生活できるよう市をはじめ各防災機関の震災対策に活用するものとする。

2 想定地震

秋田県地震被害想定調査（以下「被害想定調査」という）の前提となる「想定地震」について

は、県の被害想定委員会が、過去の被害地震及び学術的な知見を集約して定め、また当市に最大の影響をもたらす陸羽地震をモデルとして想定した。

・陸羽地震

1896年に旧千畑町、大曲市等の仙北平野の中北部に大きな被害をもたらしたマグニチュード7.2(±0.2)の地震で千屋断層を出現させた。田沢・生保内で家屋の被害が多く、向生保内では全地区で建物が倒壊し、死者が11人発生している。断層は旧田沢湖町生保内から旧六郷町に至る延長26kmの区間に継続的に表れている。その被害は日本海中部地震を上回っており、今回も大きな被害が出る地震として設定した。

「資料第22 地震に関する資料」

・想定地震断層パラメータ

断層	長さ L (km)	幅 W (km)	深さ d (km)	傾斜角 δ (°)	走行角 θ (°)	滑り量 U (m)	マグニ チュード M	備 考
陸羽地震	40	20	1	45	11	1.6	7.2	Mは7.2(±0.2)の中間値を採用、破壊方向は北東から南西へ

3 被害想定結果

(1) 地震動の想定結果

本市は田沢湖地域及び角館地域の一部に震度6強の分布が見られるが、ほとんど震度5弱から震度6弱の地域である。

(2) 液状化の測定結果

液状化危険のある地域が一部分布しているが、ほとんどの地域で対象層はない。

(3) 物的被害想定結果

本市で震度6弱以上の地震が発生すると大きな被害が発生する。3,000棟以上の建物が大破し、冬の午後5時から7時までの間に地震が発生したとすると、多くの木造建物が焼失し、死者の発生も予想される。

想定結果は地震被害調査の対象地区である旧角館町をモデルとして、田沢湖、西木地区については建物及び人口等を勘案して被害をおおむね推定したものである。

・想定地震による被害（木造と非木造の合算）

	建 物		死者数	負 傷 者 数		被災者数	避難者数
	大 破 棟 数	中 破 棟 数		重 傷	軽 傷		
角館地区	1,484	2,157	22	60	1,145	2,684	6,585
田沢湖地区	1,246	2,157	18	51	984	2,308	5,663
西木地区	357	516	2	7	180	422	1,040
計	3,087	4,830	42	118	2,309	5,414	13,288

4 道路の被害想定

想定した断層位置の北西側を南西から北東に国道46号が通っているが、被害箇所は少ない。

5 鉄道の被害想定

田沢湖線の田沢湖、角館間の震度はやや小さいが、橋梁が多いため被害3箇所以上と予想される。

また、内陸線は田沢湖線より橋梁は多いが、被害箇所は少ないと思われる。

6 ライフライン被害想定

(1) 上水道施設

仙北市 (旧角館町)	導・送水管		配水管	
	延長(km)	被害箇所(箇所)	延長(km)	被害箇所(箇所)
	2,642	6	38,930	220

完全復旧には県内対応で44日から67日、県外応援体制で18日から33日と予測される。

(2) 下水道施設

仙北市 (旧角館町)	幹 線		枝 線	
	延長(km)	被害箇所(箇所)	延長(km)	被害箇所(箇所)
	1,687	4	19,726	59

本復旧開始時期は半月後と予測される。

(3) 電力施設

仙北市 (旧角館町)	配 電 線					
	支持物数 (基)	架空線数 (条・スパン)	支持物被害(基)		架空線被害(条・スパン)	
			折損・倒壊	延 損	断 線	溶 断
	6,319	18,957	4	0	30	0

影響人口が200人から700人、復旧にはおおよそ半日程度と予測される。

(4) 通信施設

仙北市 (旧角館町)	市内系ケーブル		
	支持物数 (基)	支持物被害(基)	
		折損・倒壊	延損
	5,381	4	0

機能支障回線数が50回線で復旧には2日かかると予測される。

7 その他の被害想定

(1) 急傾斜地の被害想定

旧角館町に15箇所あり、その内ランクAが10箇所、ランクBが3箇所、ランクCが2箇所である。

(ランクA：危険度高い、ランクB：やや危険、ランクC：危険度低い)

(2) 河川堤防の被害想定

角館地区(被害程度 大)田沢湖地区(被害程度 中)で被害が予想された。

第2節 仙北市の防災対策の推進計画

第1 計画の方針

災害は、広範な分野にわたる複合、複雑な現象であり、発生時の対応も大事であるが「市全体の防災を意識したもの」にしていかなくてはならない。また、これらは市及び関係公共機関のみの努力では対応出来ない面が多々あり、地域住民が日頃からの防災意識をもつことが必要であり、市民、行政一体となって、防災対策に取り組むことが肝要である。

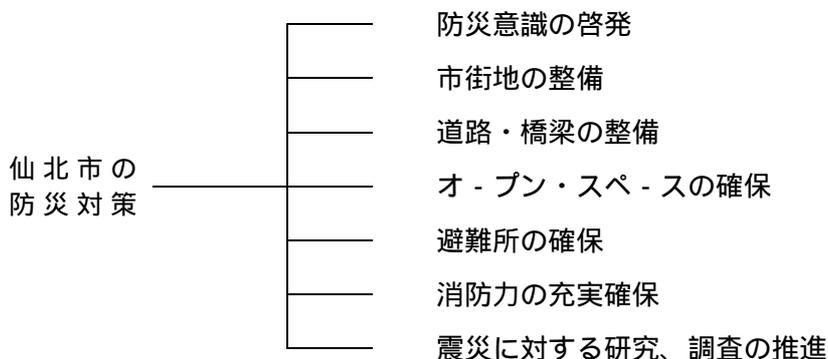
第2 指 針

1 「災害に強いまち、仙北市」をつくるための目標を

- (1) 人命の安全
- (2) 財産の安全
- (3) 文化財等の保全

とし、本市のすべての施策、事業はこの防災街づくりの目標を第一義としなければならない。

また、これらの目標を達成するためには、ハード、ソフトの両面から効果的な展開を図っていくものとする。



防災意識の啓発

市民の防災意識向上のための啓発に力を入れるとともに、自主防災組織の組織率の向上を目指す。

市街地の整備

災害に強いまちづくりを目指し、宅地開発及び都市施設の整備においては防災精神を第一義において事業を推進する。

道路・橋梁の整備

道路・橋梁は市民の避難機関の活動等の動脈として欠かすことのできない重要な施設である。これらの整備においても防災を念頭に置いて整備を図る。

オ - プン・スペ - スの確保

公園等のオ - プン・スペ - スはスポ - ツ・レクリエ - ション等の機能とともに、災害時に強い街づくりの一環として、これらオ - プン・スペ - スの確保と整備に努める。

避難所の確保

避難場所、避難道路の整備は二次災害により、多数の人命を失うことを防ぐため重要な施設である。これらの整備並びに指定を行い、市民への周知を図る。

消防力の充実確保

市民の生命と財産を守るため、災害の予防と災害発生時における消防力の強化に努める。

震災に対する研究、調査の推進

平成23年3月11日の東日本大震災を受け、今後見直される秋田県の地域防災計画と整合性を取りながら、仙北市における被害の軽減を図るための調査研究を行うものとする。

第3節 防災知識の普及計画

(企画振興課・教育委員会)

第1 計画の方針

地震による被害を最小限にとどめるためには、「自らの安全は、自らが守る」という意識を持ち、市民一人ひとりが日頃から地震災害に対する備えと心がけが重要である。

また、いつでもどこでも起こりうる大規模地震災害から人的被害、経済的被害を軽減する減災のための備えを一層充実し、その実践を促進する「市民運動」を展開するものとする。このため、市及び防災関係機関は、平時から市民に地震に対する知識や地震発生時の対応などに関する防災知識の普及啓発を図るものとする。

さらに、仙北市、指定地方行政機関、指定公共機関等災害予防責任者は、職員に対し防災教育を実施する。

第2 被災者に対する知識

防災知識の普及啓発は、地震や津波による被災事例や地震発生メカニズム等の基礎知識にとどまるものが多い。

しかし、最も重要な知識は、避難生活及び生活支援に関することである。

1 災害時要援護者

災害時要援護者には高齢者をはじめ様々な方がおり、状態に合わせた支援の必要性を知識として持つことが重要である。

2 避難者へのプライバシー

避難者のプライバシー保護に関する施策を策定し、これを市民への知識として普及させるための啓発活動が必要である。

3 女性の視点から捉えた支援

男女の特質の違いを考慮した支援は不可欠であり、女性の特質に考慮した支援マニュアルを策定し、これを市民への知識として普及させるための啓発活動が必要である。

第3 職員に対する防災教育

1 現 況

市の職員は、地震災害の発生時に計画実行上の主体となって活動しなければならないことから、地震災害に関する豊富な知識と適切な判断が要求されるので、今後一層の資質向上に努めるものとする。

2 対 策

(1) 教育の方法

- ア 講習会、研修会等の実施
- イ 視察、現地調査等の実施
- ウ 防災活動の手引等印刷物の配布
- エ 防災訓練の実施

(2) 教育の内容

- ア 仙北市地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
 - (ア) 非常参集の方法
 - (イ) 被害調査の方法
- イ 防災関係法令の運用
- ウ 地震災害の特徴
- エ 地震災害時の一般知識
- オ 過去の主な被害事例
- カ 防災機材の取扱方法
- キ その他必要事項

第4 一般住民に対する防災知識の普及

1 現 況

日本海中部地震を契機として設定した「県民防災の日」(5月26日)、「防災の日」(9月1日)及び「防災とボランティアの日」(1月17日)等における防災広報、防災訓練、防災研修会その他の広報手段により、地震防災意識の高揚と知識の啓発普及に努める。

2 対 策

(1) 普及の方法

- ア 新聞、広報等による普及
- イ テレビ、ラジオ、防災無線等による普及
- ウ 写真、ビデオ、スライド等による普及
- エ 講演会等による普及
- オ 立て看板等による普及
- カ チラシ、パンフレットによる普及
- キ 図画、作文等の募集による普及

(2) 普及すべき内容

- ア 地震に関する知識(地震災害への備え、応急手当等)
- イ 地域固有の防災問題への認識(危険箇所の実態把握)
- ウ 仙北市地域防災計画の概要

エ 自主防災組織と活動状況（役割分担、活動内容）

オ 地震時の心得

- (ア) 災害情報等の聴取方法
- (イ) 連絡方法の確保
- (ウ) 避難の方法、場所、時期等の徹底
- (エ) 非常食糧、身の回り品の準備及び貴重品の始末
- (オ) 地震災害時の態様に応じて取るべき手段方法等

カ 大地震から身を守るためのポイント

- (ア) まず我が身の安全を図れ
- (イ) すばやく火の始末～あわてず、さわがず冷静に
- (ウ) 非常脱出口を確保する
- (エ) 火が出たらまず消火
- (オ) 外へ出るときはあわてずに
- (カ) 狭い路地、塀ぎわ、がけ、川べりに近寄らない
- (キ) 山崩れ、がけ崩れに注意する
- (ク) 避難は徒歩で、荷物は最小限とする
- (ケ) みんなが協力し合って応急処置
- (コ) 正しい情報をつかみ、余震をおそれるな

第5 学校等を通じた防災知識の普及

1 現 況

地震防災知識の普及については、各学校において計画的に実践しており、特に予防措置、避難方法等については、児童、生徒の発達段階及び地域の実態等に応じた指導により、その徹底に努めている。

2 対 策

(1) 防災計画の策定

校長等施設の管理者は、年度初めに地震時における児童・生徒の避難、誘導等の計画を作成し、その徹底を図る。

(2) 防災指導の充実

ア 地震防災知識の指導は、学校における教育課程に位置づけて実施する。特に避難訓練、消火訓練、野外活動時の不測の事態に備えた対処の仕方等、事前指導の徹底に努める。

イ 学校の行事として、防災訓練の実施及び防火施設等の見学会を行い、災害時における防火活動、避難等について習得するよう努める。

ウ 防災上重要な施設の管理者等に対し、防災教育を実施し、その資質向上を図る。
特に出火防止、初期消火、避難訓練等災害時における行動力、指導力を向上させる。また、緊急時に対処しうる自衛防災体制を強化する。

エ 職員に対し、防災教育を実施しその資質向上を図る。

(3) 防災訓練の実施

ア 防災訓練は、学校行事等に位置づけて計画し、教職員の共通理解と児童・生徒の自主的活動を大事にしながら十分効果を収めるよう努める。

イ 防災訓練は、学校の種別、規模等実状に応じて毎学期1回もしくは毎年2回以上実施する。

ウ 防災訓練実施後は、十分な反省を加え、関係計画の修正・整備を図る。

(4) 防災施設の整備

防災上重要な施設については、施設、設備、器具、用具等について、定期的に点検を実施し、常に使用できるよう整備を図る。

(5) 連絡通信組織の確立

災害時における組織活動の円滑を期するため、教職員の緊急時連絡網等を整備するとともに、休日及び夜間は無人化している学校等については、警備会社等委託先との十分な連絡網を確立する。

第6 防災上重要な施設の管理者等の教育

1 現 況

防災上重要な施設の管理者等に対する防災教育は、消防法等関係法令に基づき講習会等を実施して資質の向上に努める。

2 対 策

(1) 査察等を通じたの現場指導

防災上重要な施設については、定期的に査察を実施して、施設の維持管理及び災害発生時における対処要領等について指導する。

(2) 講習会、研修会等の実施

ア 防火管理者に対しては、講習会、研修会、連絡会等を通じて、その職責を自覚させる。

イ 事業所等の職員に対しては、講習会、訓練等を通じて災害発生時における対処能力を向上させる。

指導内容としては、主として事業所等の防災に関する計画、過去の災害事例、施設の構造及び緊急時における連絡通報体制とする。

(3) 防災に関する指導書、パンフレット等を作成配布

第 7 企業における防災教育

企業における防災意識の高揚と企業の防災力の向上を図るものとし、企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練又は研修などへの積極的な参加を呼びかけ、防災のアドバイスを行うものとする。

第 8 防災に関する意識調査

1 現 況

住民等の震災に関する意識を正しく把握することは、防災対策上極めて重要であるが、当市では、これまで実施されていない。

2 対 策

市及び防災関係機関は、必要に応じて、市民等の地震に関する意識調査等の実施に努める。

第4節 自主防災組織等の育成計画

(環境防災課・角館消防署)

第1 計画の方針

災害時における防災活動は、単に国、地方公共団体のみならず地域住民の協力がなければ万全を期し得ない。住民の隣人互助の精神に基づく地域の実状に応じた自主防災組織を育成するとともに、事業所等の自衛消防組織等の充実を図る。

また、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、自主防災組織及びその活動における女性の参画を促進するよう努める。

第2 地域住民等の自主防災組織

1 現 況

本市における、自主防災組織の組織率は地域間に格差があるものの全市的には低い状況であり、町内会や集落単位の研修会等により啓発を図り、突発的に発生する各種災害に備え、自主防災組織の積極的な整備が必要である。

2 対 策

市では、既存の組織に加え、次により自主防災組織等市民の自発的な防災組織の結成と、その育成強化に努めるものとする。

(1) 組織づくり

ア 町内会、集落等の自治組織に、防災に関する活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。

イ 何らかの防災活動を行っている組織に、その活動の充実強化を図りながら、自主防災組織として育成する。

ウ 婦人団体、青年団体、PTA等、地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

エ 児童、生徒等の活動を助長させ、将来の自主防災活動の素地を育成する。

(2) 活動の活性化

ア 計画的にリ - ダ - 研修会等を開催し、指導能力の向上を図る。

イ 自主防災組織の参加を含む防災訓練計画を策定し、防災技術の向上に努めるものとする。

ウ 活動の積極的推進を図り、褒章制度の導入を図る。

エ 防災教育用資器材の整備を図る。

オ 自主防災組織が行う主な活動は、次のとおりとし活性化を図る。

(ア) 平常時

a 情報の収集伝達体制の確立

- b 火気使用設備及び器具等の点検
 - c 防災資器材等の備蓄及び管理
 - d 防災知識の普及及び防災訓練の実施
 - e 市内の安全点検の実施
 - f 避難路、方法、避難場所の確認
 - g 地域の災害時要援護者の把握
- (イ) 災害発生時
- a 初期消火の実施
 - b 被害状況等の収集、報告、命令指示等の伝達
 - c 救出、救護の実施及び協力
 - d 避難誘導の実施
 - e 炊き出し及び救援物資の配分に対する協力

第3 事業所の自衛消防組織等

1 現 況

事業所は、不特定多数の者を収容したり、多量の火気、危険物等を使用したりする 경우가少なく、災害が発生した場合、被害を増大させる危険性が潜在している。

なお、防火管理者及び危険物取扱者等の防災責任者がいる事業所は、それぞれ自衛消防組織等が組織され、また、ガス取扱事業所では、LPガス保安協会及び高圧ガス地域防災協議会などの指導のもとに自主保安体制の充実に努めている。

2 対 策

(1) 自衛消防組織等の設置が義務づけられている事業所はもとより、設置義務のない事業所においても、従業員、利用者の安全を確保するとともに、地域の災害拡大防止のための自衛消防組織等の編成と次の活動を行うことを指導する。

- ア 防災訓練
- イ 従業員の防災教育
- ウ 情報の収集、伝達方法の確保
- エ 火災その他の災害予防対策
- オ 避難対策
- カ 応急救護対策
- キ 地域の防災活動への協力

(2) ガス取扱事業所に対しては、協会等を通じ自主防災体制の充実強化を図る。

(3) 電気、交通機関等防災上重要な施設に対して、実状に即した防災計画について指導助言す

る。

(4) 防火管理者、危険物取扱者等の防災上責任を有するものに対しては、講習会等の実施により資質の向上を図る。

(5) 各事業所に対しては、計画的に査察を行い現場に即した指導を行う。

資料 6 - 1 「自主防災組織一覧表」

資料 6 - 2 「自主防災組織推進要領」

資料 6 - 3 「 町内会自主防災会規約（作成例）」

第5節 防災訓練計画

(総務課・環境防災課・角館消防署)

第1 計画の方針

訓練は、災害の発生に備え、防災関係機関、民間団体、ボランティア団体及び地域住民相互の緊密な連携のもと、救助、救護避難誘導等を実践的かつ総合的に実施することにより、有事即応体制を確立するとともに防災関係機関はもちろんのこと地域コミュニティ等と協力し、市民の防災意識の高揚を図る。

実施にあたっては、高齢者や傷病者などの災害時要援護者に対する安全な避難誘導、また、大規模災害発生時における避難所の開設及び運営、さらに女性や災害時要援護者の視点から捉えた避難所での支援訓練を実践的に実施し、これら訓練を検証し課題を整理の上、避難対策等に反映する。

さらに、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、各訓練においては、女性の参画を促進するよう努め、訓練後に評価を実施して課題等を整理し、必要に応じて体制の改善を図る。

第2 現 況

仙北市地域防災計画に基づく各種訓練を実施しており、その訓練で得た教訓を防災対策に反映している。

第3 訓練の区分

1 図上訓練

各種災害を想定し、その災害に対処する関係機関、団体の予防措置、応急対策等を図上で行う。

また、実員を使って訓練を行うことが出来ない場合又は指揮能力を養成する訓練等を行う場合に実施する。

2 実働訓練

実際の災害を想定して総合的、個別的に実施する。

(1) 総合訓練

市内防災関係機関、関係団体及び地域住民の参加のもと、総合的な防災訓練を実施する。

(2) 個別訓練

総合防災訓練のほか訓練種目を選定し、小地域毎に個別的な訓練を実施する。

第4 訓練の種別

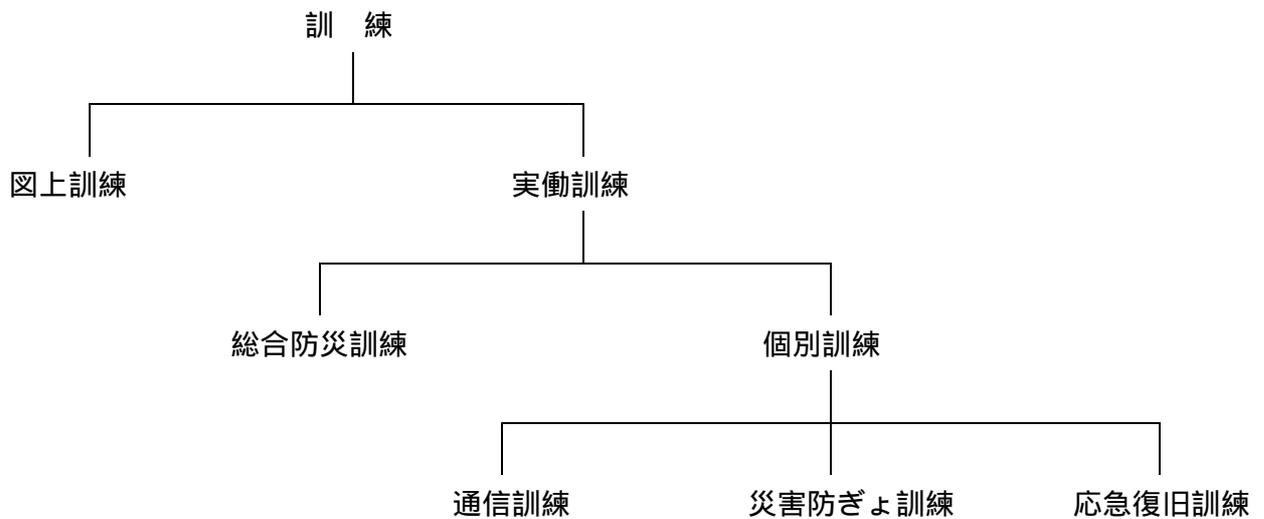
市及び防災関係機関は、次のような訓練の実施に努める。

1 通信訓練

災害想定に基づき、関係機関がその所有する通信施設を高度に活用し、総合的な通信訓練を実施する。

- 2 災害防ぎょ訓練
 - (1) 情報の収集、情報の伝達訓練
 - (2) 消防訓練
 - (3) 水防訓練
 - (4) 避難訓練
 - (5) 災害防ぎょ活動従事者の動員訓練
 - (6) 必要な資材の応急調達訓練
- 3 応急復旧訓練
 - (1) 道路等、交通の確保
 - (2) 復旧資材、人員の緊急輸送
 - (3) 決壊堤防の応急処置
 - (4) 水道、ガス、電力、通信施設の応急復旧
 - (5) 危険物等の災害防止と応急復旧

第5 訓練の系統図



第6 防災訓練計画

区 分		実施主体	実施時期	実施場所	実 施 方 法
個 別 訓 練	消防訓練	角館消防署 各消防分署 消防団	火災予防 運動期間	適 宜	図上又は実働訓練、必要に応じ避難など他の訓練と並行して実施する。
	水防訓練	消 防 団	入 梅 前	生保内川 桧木内川 雄物川河川敷	図上又は実働訓練、必要に応じて国及び県と合同で実施する。
	通信訓練	角館消防署・ 各消防分署・ 消防団・町内 会・集落	県民防災 意識高揚 強調週間	地域全体	気象予警報、災害情報、命令指示、報告要領を所要の通信手段を使って訓練、必要に応じ他の訓練等と並行して実施する。
	動員訓練	角館消防署 各消防分署 消防団	県民防災 意識高揚 強調週間	仙北市 角館消防署 消防分署	応急対策を実施するため必要とする職員等を迅速に招集できるように訓練、必要により通信訓練と並行して実施する。
	避難訓練	各施設の 管理者	防災週間	各 施 設	被災のおそれのある地域内及び学校、病院、育児施設、福祉施設、集会所などの建物等からの避難訓練、必要に応じ消防、水防訓練と並行して実施する。
	炊き出し 給水訓練	仙 北 市	防災週間	適 宣	関係機関の協力を得て炊き出し給水について訓練、必要に応じ消防、水防訓練と並行して実施する。
医療救護 応急手当 訓練	仙 北 市	適 宣	適 宣	関係機関の協力を得て負傷者に対する医療救護訓練又は自主防災組織による応急手当等の訓練、必要により他の訓練と並行して実施する。	
総合防災訓練		仙 北 市	適 宣	適 宣	関係機関、地域住民が一体となって、予想される災害に即応出来るよう総合的に訓練する。
		消 防 協 会	適 宣	持ち回り	支部が主催する総合防災訓練に積極的に参加し防災活動能力を向上させる。
		秋 田 県	防災週間	県内13市 持ち回り	県が主催する総合防災訓練に積極的に参加し防災活動能力を向上させる。

第7 訓練実施要項

訓練の実施にあたっては、その都度具体的な実施要項を作成し訓練の効率的実施と成果の向上を図ることとする。

また、訓練実施要項の作成にあたっては、訓練参加者の安全について十分留意する必要がある。

第8 市の総合防災訓練の実施方針

1 現 況

近年は、5月26日（県民防災の日）と「県民防災意識高揚強調週間」（5月20日～26日）並びに9月1日（防災の日）と防災週間（8月30日～9月5日）及び1月26日（文化財防火デー）を目標に各防災機関の協力を得ながら、現地において実働訓練を中心に実施している。

2 計画の目的

風水害等一般災害が発生したことを想定し、県、市、防災関係機関、地域住民等が有機的に結合し、実効ある訓練を実施することにより、防災計画の習熟及び防災技術の向上、住民の防災意識高揚等を図る。

3 実施計画

毎年度、次に掲げる事項について、実施要綱を定め実施する。

（1）実施時期及び場所

原則として、県民防災の日（5月26日）又は防災の日（9月1日）に、防災関係機関、地域住民等の合同訓練を実施する。

（2）参加機関

- ア 指定地方行政機関等
- イ 仙北市
- ウ 自主防災組織
- エ 市民

（3）主な訓練項目

- ア 気象警報伝達訓練
- イ 通信訓練・広報訓練
- ウ 交通規制訓練
- エ 避難誘導指示情報伝達訓練
- オ 災害対策本部設置訓練
- カ 救出・救護、救護所設置訓練
- キ 炊き出し訓練

ク 消火訓練

ケ 応急復旧訓練

(4) その他

総合防災訓練を行わない場合は、ミニ防災訓練を前記に準じて実施する。

4 安全管理

(1) 訓練実施要項の作成にあたっては、訓練参加者の安全について十分留意すること。

(2) 町内会、集落、自主防災組織等が行う訓練にあたっては、事前に訓練の計画書を届け出させ、必要に応じて安全について指導する。また「防火防災訓練災害補償制度」が適用できるよう指導する。

第6節 災害情報の収集、伝達計画

(各機関)

第1 計画の方針

地震が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧、復興を実施するための備えを平常時より怠りなく行うものとする。

第2 情報収集体制

1 職員の動員

地震が発生した場合には、市及び防災関係機関はその所掌する事務又は業務に関して積極的に自らの職員を動員して情報収集にあたるものとする。

2 体制の整備

- (1) 地震情報等を住民、水防管理者等に伝達する体制を整備する。
- (2) 避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日ごろから住民への周知徹底に努めるものとする。
- (3) 防災関係機関は、相互に連絡が迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集連絡体制の明確化等体制の整備を図るものとする。
- (4) 各機関及び機関相互間における情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。
- (5) 衛星通信、インターネット、防災行政無線等の通信手段の整備などによる民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。

第7節 通信施設の災害予防計画

(環境防災課・各機関)

第1 計画の方針

災害時における通信の確保は、防災活動上極めて重要である。このため、計画的に保有する通信施設の改善と保守点検、運用管理に万全を期さなければならない。

また、災害時に利用できる関係施設の現状についても把握しておくことが必要である。特に秋田県総合防災情報システム、警察、消防、NTT等の非常用無線を効率的に活用するため、平素から関係機関との円滑な調整に努め、災害時の通信を確保するとともに、防災行政無線の保守点検の充実を図る。

なお、民間無線(アマチュア無線、タクシー無線等)の活用については、情報提供が得られるよう事前に協力協定を結んでおく必要がある。

第2 通信施設の整備

1 情報連絡施設

(1) 現 況

防災行政無線は、仙北市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し円滑な通信の確保を図るものである。

田沢湖地域には、田沢湖庁舎に固定系の親局を設備し、角館消防署田沢湖消防分署に遠隔制御器を設置している。さらに移動系の基地局を田沢湖庁舎に設備し、遠隔制御器を田沢湖庁舎・田沢湖分署に配置するとともに、公用車に車載型、可搬型及び携帯型を配備し、緊急事態発生に即対応できるよう態勢が整っている。

西木地域には、西木庁舎に基地局1基を設置し、地域内に中継局2基、子局24基、移動局6基(車載型3,携帯型3)、遠隔制御局1基、戸別受信機1,578基をもって通信局を構成し、各種災害に迅速に対処できるよう態勢が整備されている。

(2) 対 策

イ 各無線局については、定期的に点検整備を実施し、機能の維持に努める。

ロ 定期的に回線テストを行い、障害の早期発見に努める。

ハ 携帯移動局については、定期的に充電及び非常電源装置を設置し、常にその能力維持に配慮する。

ニ 移動局の増設整備を推進する。

2 秋田県総合防災情報システム

(1) 現 況

県では、衛星通信を県内における防災情報の基幹通信として、県庁第二庁舎に統制局を設置し、地域振興局、県の出先機関、市町村、消防本部及び他の防災機関との間に災害時にお

ける情報通信の収集伝達手段一元化を図るとともに、統制局、端末局のバックアップ機能及び現地からの映像情報の発信可能な衛星中継車を整備し、迅速・的確な応急対策を支援する態勢をとっている。

(2) 対 策

- イ 各無線局については、定期的に点検整備を実施し、特に降雪期前後には巡回点検を行い、機能の維持に努める。
- ロ 総合防災情報システムについては、毎日回線テストを行い、障害の早期発見に努める。
- ハ 衛星中継車、可搬型地球局については、定期的に起動・操作を行い、常に使用可能な状態に維持する。

第3 東日本電信電話㈱秋田支店施設

1 現 況

各交換所間の中継通信回線は、ケーブルの地下化や2ルート化などにより、災害に強く信頼性の高い通信設備の構築を図っている。

また、災害発生時における通信を確保するため、必要により臨時回線や公衆電話を設置するため、ポータブル衛星通信車を配備している。

2 対 策

(1) 建物及び局内外設備

施設を災害から防護するため、電気通信設備及び建物等については、耐水、耐風、耐震、耐火等の構造としている。

(2) 地震災害時に備えての通信確保

- ア 通信途絶を防止するため、主要な伝送路を多ルート構成あるいは2ルート構成とする。
- イ 被災した電気通信施設等の迅速かつ確実に復旧を図るための災害対策用機器及び資材等の整備を図るとともに、災害時の輸送を円滑に行うための措置計画を具体的に定める。
- ウ 安定した通信を確保するため、主要な電気通信設備について、予備電源を設置する。
- エ 災害時において、通信不通地域の解消、又は重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び運用措置に関する措置計画を作成する。

(3) 災害時の広域応援等

- ア 広範囲な地域において災害が発生した場合は、必要により全国的規模も視野に入れた応援班の編成、災害対策用機器及び資材等の確保と輸送体制、応援者の作業体制などを整備する。
- イ 災害が発生し、又は災害の発生のおそれのある場合に社員の非常招集、非常配置及び社外機関に対する応援又は協力の要請方法等について定める。

(4) 訓練の実施

ア 社内訓練のほか、地方公共団体等が実施する防災訓練へ積極的に参加し、復旧技術の向上に努める。

第4 NTTドコモ東北支社秋田支店施設

1 現 況

(1) 電気通信設備の高信頼化

地震災害の発生を未然に防止するため、電気通信設備等の防災設計を実施する。

(2) 電気通信システムの高信頼化

災害が発生した場合においても通信を確保するため、通信網の整備を行う。

(3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム等のファイル等について災害時における滅失、若しくは損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

(4) 災害時措置計画

災害時等において、重要通信の確保を図るため、電送装置、交換装置及び網装置に関する措置計画を作成し、現行化を図る。

2 対 策

(1) 災害対策用機器及び車両等の配置

地震災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するために、あらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて機器及び車両を配置する。

(2) 災害対策用資機材等の確保と整備

ア 災害対策用資機材等の確保

災害応急復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

イ 災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

(3) 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

第5 関係機関の通信施設

1 警察無線

(1) 現 況

無線設備については、仙北警察署、仙北警察署田沢湖交番、仙北警察署角館駅前交番並びに各駐在所及びパトロールカー等に設置されており、各種災害の際には迅速に対処できるような体制が整備されている。

(2) 対 策

災害時における緊急通信のため、関係機関相互の協力が得られるよう体制の整備に努める。

2 アマチュア無線、タクシー無線等の通信施設

(1) 現 況

民間無線については、災害情報の協力が得られるようアマチュア無線家と協力協定を結んでいる。

(2) 対 策

災害情報の協力を得られるよう、アマチュア無線においては現状どおり協力協定を継続し、タクシーについては、災害情報の提供について協力体制の推進を図る。

3 災害時優先電話の指定推進

災害時は電話が繋がりにくいなどの通信障害が考えられるので、防災機関等についての災害時優先電話をNTTの協力を得ながら共に推進する。

「資料第3 通信に関する資料」

第8節 水害予防計画

一般災害対策編第2章第6節の定めによる。

第9節 火災予防計画

(環境防災課・農山村活性課・角館消防署)

第1 計画の方針

市街地の過密化、建造物の高層化、危険物の多様化・需要拡大により、地震発生時における火災同時多発の危険が増大している。これに対処するため、市及び広域消防は、消防計画を立て消防体制を整備し、消防力の向上、防火思想の普及及び予防査察等により、火災の未然防止を図る。

第2 出火防止と初期消火

1 現 況

市及び広域消防等が一体となって、消防力の充実強化や自主防災組織等の組織化及び市民に対する防火思想の普及等、火災の未然防止に努めているところであるが、特に耐震安全装置付き火気設備器具等の普及に努めている。

2 対 策

(1) 消防力の強化

消防団員の充足、地震防災緊急事業五箇年計画に基づき消防施設及び資機材を整備して消防力を強化する。特に震災時における交通途絶等を考慮し、耐震性貯水槽、防火水槽、小型動力ポンプ、消火器等の整備に努める。

(2) 燃焼器具等の管理指導

地震発生時における石油、ガス等の燃焼器具、電気器具、石油類及び発火性薬品の管理とその使用について指導する。

(3) 出火防止及び初期消火の周知徹底

市民や自主防災組織に対して、地震発生直後の出火防止、初期消火について周知徹底を図る。各家庭に消火器、消火用バケツの備え付けと初期消火技術の向上について指導する。

(4) 火災予防条例の徹底周知

市民に対し、火災予防に関する規則等について普及徹底する。

第3 火災の延焼拡大の防止

1 現 況

地震による火災の発生は、同時多発的であり大火災となる恐れがあるため、これを防止するた

め各種の調査研究資料に基づき、消防力の強化、市街地の消防計画の整備及び建築物の不燃化等について指導する。

2 対 策

(1) 市街地消防計画の整備

木造家屋の密集度、消防活動のため、道路の状況等に応じた計画を作成し、消防活動が有効に実施できるようにする。

(2) 予防査察の実施

火災予防の徹底を期するため、防火対象物、危険物製造所等特殊防火対象物に対して定期的又は随時に立入検査を実施し、防火管理者の指導、消防用設備等の改善勧告を行う。

(3) 防火管理者指導

定期的に防火管理者、危険物取扱者、消防設備士又は、各種団体を対象とした現地指導、消防相談等を実施する。

(4) 自主防災組織等の火災予防体制の充実強化

災害時における災害応急活動の円滑かつ迅速化を図るため、地域の実状に応じ、町内会、その他の団体等を活用した自発的な地域住民の防災組織を育成し、隣人互助の精神に基づく協力体制の確立を図る。

資料 9 - 3 「臨時ヘリポート」

資料 11 - 8 「火災危険区域一覧表」

資料 13 - 1 「消防用機械器具現有量一覧表」

第4 消防水利の整備

1 現 況

地震発生時には、水道施設の破損等によって消火栓の断水や機能低下、又は道路や建築物の破損によって消防自動車の通行障害が発生するなど消防活動が制約されることが予想されるため、市では地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、耐震性貯水槽及び防火水槽等消防水利の整備を計画的に実施する。

2 対 策

(1) 耐震性防火水槽及び防火水槽の建築にあたっては、木造家屋の密集地、避難場所及び避難路の周辺を優先的に整備する。

(2) 防火水槽の構造は耐震性とする。

(3) 自然水利、プールなどを効率的に利用する。

(4) 市街地区域の流雪溝を消防水利として利用する。

第10節 危険物施設等災害予防計画

一般災害対策編第2章第8節の定めによる。

第11節 建造物等災害予防計画

(建設課・都市整備課)

第1 計画の方針

地震による建物等の倒壊、損壊の被害を防止・軽減するため、建築等の耐震化や不燃化の促進を図る。

特に防災業務の拠点となる公共施設について耐震性を強化するとともに、一般建築物の耐震性確保について指導を行う。

第2 公共建造物等

1 現 況

公共建造物のうち、主要な施設は地震発生時における避難、救護復旧対策等、防災活動の拠点となるものであり、耐震性の強化が必要である。

2 対 策

- (1) 市役所各庁舎等、市が所管する主な施設は、応急対策活動の拠点となることから、建築基準法による新耐震基準施行(昭和56年)以前の建築物については、耐震診断の必要性の高い建築物から診断を実施し、必要と認められたものから順次改修などの推進に努めるものとする。
- (2) 防災関係機関が有する建築物については、各施設管理者が現行耐震基準以前の基準で建築された建築物について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修等を実施する。

第3 一般の建造物

1 現 況

建築物全般及び特定の工作物(一定の高さ以上の擁壁、広告塔及び遊戯施設)については建築基準法などの技術基準により安全の確保が図られてきたところであるが、現行法の耐震基準に適合しない建築物については、耐震・不燃化対策の強化を図る必要がある。

2 対 策

(1) 建築物の耐震化の促進

市は、旅館・ホテル・劇場など不特定かつ多数の者が集合・利用するような既存建築物について、耐震診断、改修等の必要な指導、助言を行うものとする。

(2) 住宅等の地震対策

市は、市民から地震対策に関する一般的な相談に対して、県や建築関係団体との連携を図りながら指導、助言にあたる。また、耐震性向上の促進を図るため所有者又は使用者に対し

て、耐震指導、改修等の重要性について啓発するとともに、必要な情報の提供を行う。

(3) 特殊建築物、昇降機の地震対策

一定規模以上の特殊建築物及びエレベーター、エスカレーター等の昇降機について、定期報告制度及び維持保全計画の作成等、その徹底を図り維持保全に関する認識の向上に努める。

(4) 落下物対策

地震時に窓ガラスや屋外広告等の落下物による災害を未然に防止するため、市街地及び避難路に面する建築物の関係者に対し、安全確保について啓発・指導するものとする。

第4 ブロックべい・石べい等

1 現 況

ブロックべい等の安全性については、建築基準法施行等に基づき安全の確保が図られてきたところであるが、法令改正以前に建築されたものについては、地震に対して脆弱である。

2 対 策

地震によるブロックべい等の倒壊を防止するため、避難路、避難場所並びに通学路を中心に市街地内のブロックべい等の所有者に対し、安全確保について啓発・指導するものとする。

第5 家具等の転倒防止

1 現 況

地震によっては、家具、スト - プ等が転倒し、又は柱や壁にかけられた時計、額縁、装飾品等が落下して、人的被害や火災発生の原因となるおそれがある。

2 対 策

ア 家具は固定金具、テ - プ等で固定、連結し転倒を防止する。

イ 電気製品等で移動のおきやすい物品はキャスタ - 金具で移動防止をする。

ウ 食品類の収納に留意し、また、ガラス周辺から転倒しやすい物品を除去し、ガラスの飛散を防止する。

エ 自動販売機はその場で倒れるものより、道路に滑り出し倒れることが多く交通機能に支障をきたし、防災体制に与える影響も大きい。このため設置については日本工業規格の「自動販売機の備え付け基準」に基づいて設置するよう指導する。

資料 1 - 8 「防災上重要施設一覧表」

第 1 2 節 土砂災害予防計画

一般災害対策編第 2 章第 1 0 節の定めによる。

第 1 3 節 公共施設災害予防計画

一般災害対策編第 2 章第 1 1 節の定めによる。

第 1 4 節 農業災害予防計画

(農山村活性課)

第 1 計画の方針

地震による農業被害を予防し、又は拡大を防止するために、既設の農地及び農業施設等の補強、改修を計画的に推進するとともに施設等の新設にあたっては耐震性の向上を図る。

第 2 農地及び農業用施設等

1 現 況

農村部における労働人口の高齢化と兼業化等が進み、農地及び農業用施設の維持管理が不十分となり、施設等が老朽化しているものがある。

2 対 策

- (1) 地震によって決壊又は転倒のおそれのある頭首工、樋門、揚排水機場、水路等は県営又は団体営事業で、補強、改修を実施する。
- (2) 地震によって水田の亀裂、かんがい施設等に被害がでた場合は水不足等によって農作物に大きな被害がでる。この場合には亀裂部周囲への盛土、揚水機による灌水などによって被害の防止、軽減を図る。

第15節 文化財災害予防計画

一般災害対策編第2章第16節の定めによる。

第16節 避難計画

(環境防災課)

第1 計画の方針

大規模な地震が発生した場合、人命の安全を第一に市民を安全に避難させるために、平常時から安全な避難場所、避難道路等を選定し、これを市民に周知徹底させるとともに、避難指示等の伝達体制の確立を図る。

第2 避難場所・避難路等

1 現 況

避難場所、避難路等については、地域防災計画に具体的に定めるとともに継続的にその見直しを行い、市民に対する周知徹底と避難の指示伝達体制の確立に努めている。

2 対 策

市は、避難場所、避難所及び避難路をあらかじめ指定しておくものとする。

避難場所、避難路及びこれらの施設の耐震不燃化等については、具体的に定めるとともに、各整備事業制度を活用し、効率的な事業実施に努めるものとする。

(1) 避難場所の選定

ア 避難場所は、大規模な地震の発生時に周辺地区からの避難者を収容し、地震に伴い発生する市街地大火から避難者の生命、身体を保護するために必要な規模及び構造を有するものとする。

イ 避難場所の収容可能人数は、有効避難面積を避難者1人あたりに必要な面積で除して算定するものとし、その面積は、2㎡以上を目標とする。

ウ 避難場所は、公園、緑地、広場その他の公共空地を原則とし、円滑な避難行動が可能となるよう、施設等の形態、配置等に配慮するものとする。

エ 避難場所における安全な滞在を確保するため、防災上有効な植栽、池等を整備するとともに、必要に応じ、散水施設、飲料水、食糧等の備蓄施設等を設けるものとする。

(2) 避難路の選定

ア 避難路は、避難場所又はそれに相当する安全な場所へ通じる道路、緑地又は緑道とし、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有するものとする。

イ 避難路は、避難者数、避難時間、沿道の建築物の状況、車両の通行量、緊急車両の活動

等に応じた適切な構造を有するものとする。

ウ 避難の沿道には、必要に応じ消防水利施設その他避難者の安全を確保するために必要な施設を配備するものとする。また、道路の占有物件については、避難の障害とならないよう十分に配慮するものとする

(3) 避難場所の選定

避難所は、避難が長期にわたることも想定して、学校施設、公民館等多様な施設を選定するものとし、避難所の運営に必要な設備や資器材の整備を図るものとする。

(4) 避難施設周辺の耐震不燃化

ア 市街地大火の輻射熱等に対する安全性を向上させる必要のある避難場所については、その周辺建築物の耐震不燃化を図るものとする。

イ 避難路の沿道における建築物については、避難者の安全を確保するため、その耐震不燃化を図るものとする。特に、周辺市街地の火災危険度が高い路線、計画利用者が多い路線、避難距離が長いこと等により避難者の渋滞が予想される路線等の沿道の建築物については、積極的に耐震不燃化を図るものとする。

(5) 避難場所等の周知徹底

ア 避難場所、避難路に標識を設置する。

イ 市広報誌及び各種会合等あらゆる機会を通じて周知させる。

ウ 訓練等を通じ、現場を確認させる。

(6) 避難伝達体制の確立

ア 避難伝達責任者を指名するとともに、町内会等の組織を活用して伝達システムを整備する。

イ 伝達の手段、伝達のための資器材を整備する。

ウ 避難誘導、避難所の運営にあたっては、高齢者、障がい者、外国人、子供・乳幼児等の災害時要援護者に配慮するものとする。

資料5 - 3 「避難場所一覧表」

第17節 医療計画

一般災害対策編第2章第19節の定めによる。

第18節 積雪期の地震災害予防計画

(各機関)

積雪期の地震は、他の季節に発生する地震に比べ、より大きな被害を地域に及ぼすことが予想される。

このため、市は県及び防災関係機関と連携した除雪体制の強化等総合的な雪対策を推進し、積雪期における地震被害の軽減を図るものとする。

第1 総合的な雪対策の推進

積雪期の地震予防対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等の総合的・長期的対策の推進によって確立されるものである。

第2 交通の確保

1 道路交通の確保

地震時には、各機関の実施する応急対策に伴う輸送の増大に対処するため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。このため、交通状況を把握するとともに除雪体制を強化し、常生活道路の確保を含めた面的な道路確保対策を推進するものとする。

(1) 除雪体制の強化

ア 一般国道・県道・市道の整合性のとれた除雪体制を強化するため、各道路管理者相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

イ 除雪区間の伸長と除雪水準の向上を図るため、地形や除雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強を促進する。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

ア 冬季交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備を促進する。

イ 雪崩等による交通遮断を防止するため、スノーシェッド・雪崩防止柵等の施設の整備を促進する。

2 航空輸送の確保

地震による道路交通の一時的麻痺により、豪雪山間地では孤立する集落が多数発生することが予想される。これら孤立集落に対するヘリコプター等による航空輸送の確保のためヘリポートの整備を促進するとともに、除雪体制の確保を図る。

第3 雪に強いまちづくりの推進

1 家屋倒壊の防止

屋根雪荷重による地震時の家屋倒壊を防止するため、自力での屋根雪処理が不可能な災害時要援護者に対しては、地域ボランティアを育成し、地域の助け合いによる相互扶助体制の確立を図る。

2 積雪期の避難場所、避難路の確保

積雪・堆雪に配慮した体系的街路を整理し、市街地の日常生活道路の除雪を計画的に実施するとともに、流雪溝・融雪施設等の面的整備を促進して、避難場所・避難路の確保を図る。

3 通信手段の確保

市及び関係機関は、地震による通信施設被災による通信の途絶防止を図るため、所管する情報施設の地震防護対策を計画的に実施する。

4 除排雪・暖房用資機材の備蓄

電源を必要としない暖房器具及び燃料のほか、防寒具、スノーダンプ、スコップなどの除排雪用資機材の備蓄に努めるものとする。

第4 除排雪時におけるボランティア活動

1 ボランティア登録者の要件

積雪寒冷地の在住者や経験者が望ましい。

2 安全の確保

作業中の滑落事故、落雪事故、交通事故等に関する事故防止対策と現場指導の実施が必要である。

3 健康対策

ボランティアの募集及び配置にあつたては、健康チェックの実施が重要である。

4 ボランティア活動保険への加入

ボランティア活動の参加者は、ボランティア活動保険に加入するものとし、保険料は募集者の負担とする。

5 事業者保険への加入

ボランティア保険では、心疾患、脳血管疾患等の疾病については補償の対象外である。

このため、募集者は参加者の引き起こした損害や参加者自身のケガや疾病に対応するため事業者保険に加入するものとする。

第5 スキー場対策

1 スキー場施設の管理者が行う対策

- (1) リフト・ゴンドラ・ロッジ施設の耐震化及び維持管理の徹底
- (2) ゲレンデの雪崩防止対策、並びに巡回による雪崩発生箇所の早期発見及び雪の除去
- (3) 駐車場及びアクセス道路の除排雪の徹底
- (4) スキー客の一時避難対策
- (5) 市及び関係機関との連絡体制の整備

2 市が行う対策

- (1) スキー客を対象とした避難場所、避難経路及び避難所の指定
- (2) スキー客及び宿泊者の避難誘導の案内板等の設置
- (3) スキー場の孤立又は負傷スキー客に対する救助・救急対策等

「資料第 1 0 雪害予防に関する資料」

第19節 災害対策拠点の指定及び整備に関する計画

(各機関・防災関係機関)

第1 計画の方針

地震発生時における応急措置を迅速かつ的確に実施するため、既存の応急対策活動の拠点となる施設・設備については、耐震診断及び防災点検等を実施し、地震防災上必要な改修、補強を推進するものとする。

このため、市は既存の施設・設備について関係機関相互の防災活動の緊密な連携に配慮するものとする。

なお、指定防災拠点以外の施設等であっても防災上重要な施設等として、今後の地震防災対策上の施設等の整備について積極的に推進するものとする。

第2 計画

1 指定防災拠点

(1) 市の庁舎等

市役所庁舎(田沢湖・角館・西木)、仙北警察署、角館消防署

(2) 指定行政機関、指定地方行政機関の事務所

(3) 指定公共機関、指定地方機関

(4) 秋田県災害医療救護計画に定める災害医療機関及び救急病院等

(仙北組合総合病院・市立角館総合病院、市立田沢湖病院)

(注) 印は災害医療機関であることを示す

2 市地域防災計画に定めるべき指定防災拠点以外の防災上重要な施設はおおむね次のとおりとする。

(1) 市の出張所、消防団、自主防災組織、災害ボランティアの活動拠点となる施設・設備等

(2) 市が指定する避難地及び避難所又は救護施設

(3) 市の区域内の医療機関、福祉施設、備蓄倉庫その他の防災拠点となるべき施設等

(4) 市の区域内の水源施設、電源施設その他のエネルギー施設等

3 地域防災拠点施設等の整備促進

市は、地域における災害環境を把握のうえ、指定防災拠点及び防災上重要な施設(以下「指定防災拠点等」という。)について、計画的な耐震診断、防災点検等を元に地震防災上必要な補修、改修その他の対策を講ずるほか、指定防災拠点の管理者に対して同様の措置を講ずるよう指導、要請するとともに、地域の地震災害環境に照らして新たに必要な地域防災拠点等の整備促進について積極的に取り組むものとする。

(1) 地域防災拠点施設の整備

市は、地域の地震災害環境に基づき、地震災害発生時における災害対策本部等の防災活動の拠点としての機能及び平常時における防災に関する広報、教育及び訓練等のコミュニティ活動の場としての機能を総合的かつ有機的に果たすための総合管理施設、防災教育施設、備蓄施設及びその他地域防災拠点施設にふさわしい設備を備えた施設等の積極的な整備に努めるものとする。

(2) 備蓄倉庫の建設

市は、災害時における被災者の安全な生活の確保に必要な生活必需品等の確保対策の一環として、市と県がその果たすべき役割に応じて分担備蓄する物資等の保管のため、備蓄倉庫及び広域的な備蓄拠点の整備について、計画的な推進を図るものとする。保管場所については、被災者の避難生活をも考慮し、避難場所等に指定されている学校、公民館等の避難収容施設のスペースの活用について配慮するものとする。

第20節 災害時要援護者の安全確保に関する計画

一般災害対策編第2章第20節の定めによる。

第21節 ボランティア活動との調整計画

一般災害対策編第2章第21節の定めによる。

第22節 災害時の生活必需品等の確保に関する計画

(関係機関)

1 基本的な考え方

大規模地震災害時における被災者の生活の安定を確保するための生活必需品等の確保対策については、市民における日頃の備え、民間の事業所・団体等における備蓄等を推進するとともに、日本赤十字社秋田県支部、県、市及び関係機関が防災上の責務に応じた備蓄を計画的に推進するほか、生産・流通・販売業者等からの調達態勢を確立することとする。なお、大規模地震災害時には、広域応援協定等による支援も得ながら生活必需品等の適切な確保に努める。

2 市における備蓄品目及び数量

県全体の備蓄数量については、阪神大震災の被害状況及び秋田県地震被害想定調査による県内最大見積の想定被災者数38,311人に対し、公的備蓄としてその7割に相当する28,000人分を当面の目標としている。なお、残りの3割については個人の備え、民間からの支援、日本赤十字秋田県支部の支援及び業者等の協定に基づく支援体制で補完することとする。

この目標数量について、県と市の相互支援の観点から、各1/2を負担することとなっており、当市では被害想定の結果も加味し、400人分を備蓄することとする。

また備蓄品目については、県では被災者の生活の安定を確保するための生活必需品として、毛布・避難用品セット(肌着)・敷マット等十数品目の備蓄を行っている。特に阪神大震災の教訓として生理用品、仮設トイレを品目に加えたほか、雪国の特性にかんがみ、石油ストーブを品目としている。当市では県の備蓄品目に準じて毛布・敷マット等の品目を備蓄するものとする。

3 計画の実施時期

この計画の実施については平成23年度から、3か年で整備することを目標とし、計画的に推進に努めるものとする。

4 水・食料・医薬品の確保

(1) 水

市は、市民が非常時に備えた飲料水(3日分)の確保に努めるよう啓発を行う。

また、水道事業者の全県的な支援体制による供給計画が確立されていることから、被災地以外の水源からの搬送を基本として、市は飲料水供給に必要なポリタンク・バッグの備蓄を行うものとする。

このため、市防災機関、関係機関においては、水道施設の整備と運搬に必要な給水用タン

ク及び運搬車両の整備に努めるものとする。

(2)食料

市は、市民の非常用食料の備え(3日分)を促すとともに、流通備蓄を基本として、緊急時においては、県内の仕出し、弁当業者等と提携して供給体制の確立に努めるものとする。

このため、管内における給食センター、仕出し・弁当業者との提携に努めるものとする。

(3)医薬品

医薬品については、避難所又は救護所等における応急手当等に必要な救急セット等の整備を行うものとする。

資料7-2 「医療器材調達先一覧表」

資料16 「食品生活必需品供給に関する資料」

第23節 広域応援体制の整備等

一般災害対策編第2章第23節の定めによる。

第24節 緊急輸送体制の整備

(関係機関)

第1 計画の方針

地震災害時における緊急輸送を迅速かつ的確に実施することが、被害状況の把握及び被災者等の救出に不可欠であることから、道路管理者は、災害応急対策を実施するための要員及び物資等の輸送に必要な緊急輸送道路を定め、整備に努める。また市は、ヘリコプター臨時離着陸場の適地をあらかじめ把握しておき緊急事態に備える。

第2 指定拠点

緊急輸送道路ネットワーク計画における「指定拠点」は、次のとおりとする。

指定拠点は、第一次指定拠点、第二次指定拠点及び第三次指定拠点到に区分するものとし、具体的な区分は「緊急輸送道路ネットワーク計画」において進めるものとする。

1 市

(1) 市役所田沢湖庁舎

角館庁舎

西木庁舎

2 救援物資等備蓄、集積場所

(1) 田沢市民体育館

(2) 生保内市民体育館

(3) 神代市民体育館

(4) 生保内武道館

(5) 雲然トレーニングセンター

(6) 角館公民館(武道館)

(7) 西木総合健康増進センター(吉田体育館)

(8) 林業者等健康増進施設(屋敷田体育館)

3 医療機関等

(1) 市立田沢湖病院

(2) 市立角館総合病院

(3) 西明寺診療所

4 臨時ヘリポート

資料編参照

5 避難場所

資料編参照

6 一時避難地

グラウンド（各小中学校）、公園、野球場等

第3 緊急輸送道路

指定拠点間及び近隣県間の連絡路線としての緊急輸送路線は、次の区分により「緊急輸送道路ネットワーク計画」において定めるものとする。

1 第1次緊急輸送路線

（1）高速自動車道路

（2）市役所各庁舎を中心とした第1次指定拠点まで連絡する道路

（3）隣接市界通過路線

2 第2次緊急輸送路線

（1）市役所各庁舎を中心として第2次指定拠点まで連絡する道路

（2）代替ネットワーク路線

3 第3次緊急輸送路線

市役所各庁舎を中心として第3次指定拠点まで連絡する道路

第2章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

(関係機関)

第1 計画の方針

災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合において、市民の生命、身体の安全確保を第一として、市の有する全機能を有効、適切に発揮して災害の発生を防ぎよし、災害応急対策等の防災活動を強力に推進するために、災害対策本部等の設置、応援要請、応急公用負担等の活動体制の確立を図る。

発災前後からの各段階における活動の内容は次のとおりとする。

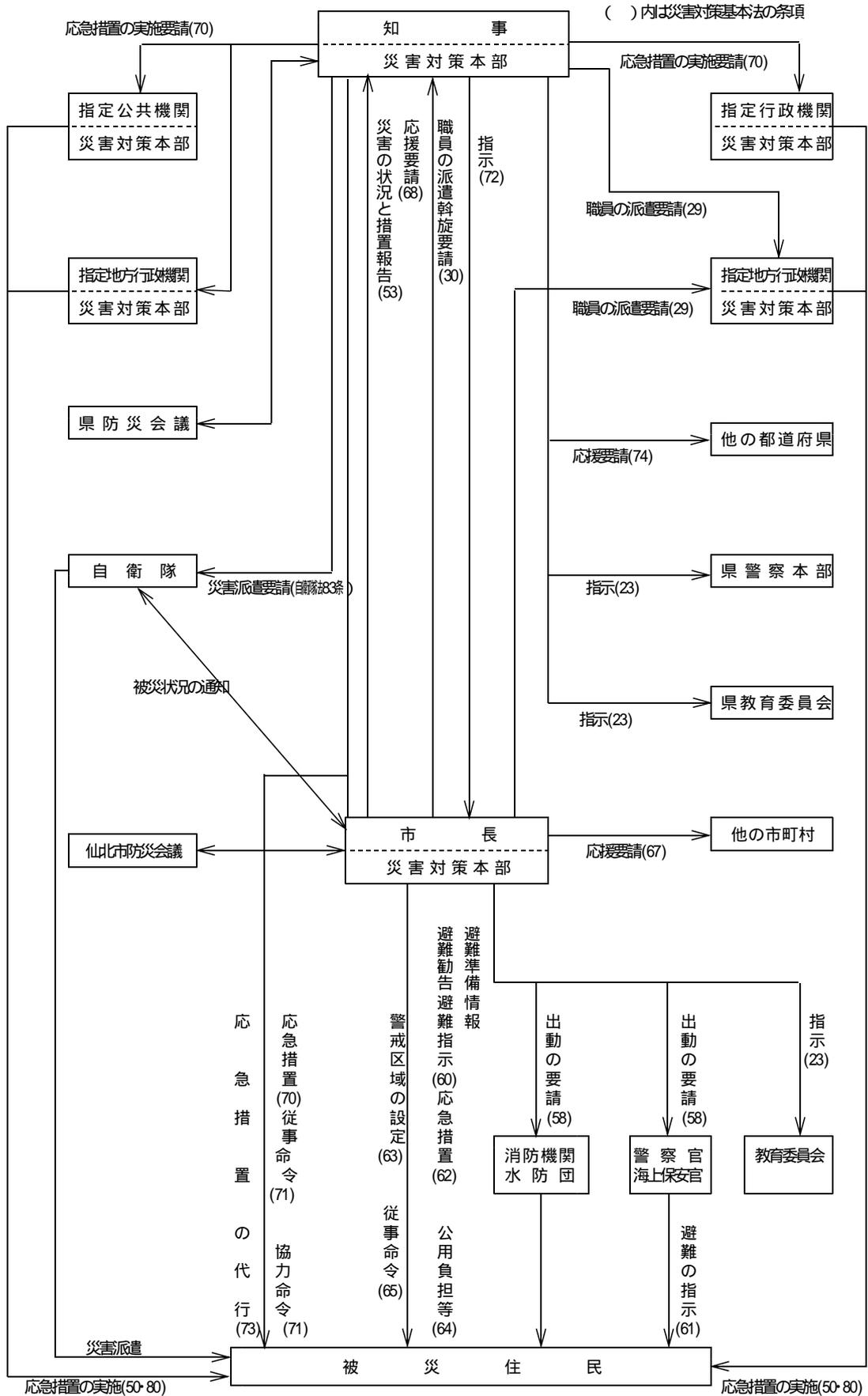
発災前後からの時間経過	活 動 の 内 容
災害発生のおそれがある場合	職員の動員、 災害連絡室設置、災害警戒部への移行・地域災害対策室の設置
自然災害等による被害発生	災害対策本部等会議の開催 災害警戒部・地域災害対策室設置、災害対策部への移行 ----- 災害対策部・地域災害対策室設置、災害対策本部への移行 ----- 災害対策本部設置、関係機関へ防災会議への出動を要請 ----- 災害救助法
災害や異常気象が沈静化	
沈静化後1日以内	
” 3日以内	本部組織の見直し再編
” 1週間以内	
” 1ヶ月以内	激甚法、災害指定を受けた復旧事業の実施

第2 防災活動体制

災害の予防、応急対策及び復旧対策の各分野にわたる防災活動を円滑に行うため、市及び防災関係機関との有機的連携を図り、地域住民の協力により総合的かつ一体的な防災体制の確立を図る。

防災活動のための体制図は次ページのとおりとする。

防災活動体制図



第3 仙北市災害対策本部等

1 設置及び廃止基準

市長は、市の区域に災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、次の基準に該当し必要があると認めるときは、災害対策本部等の設置を指示する。また、応急対策が終了したときに廃止する。

災害対策本部設置基準表

名称	設置場所	設置基準	主要業務	構成員
仙北市 災害対策 本部	仙北市役 所田沢湖 庁舎応接 室	1 災害救助法を適用する程度 の災害が発生した場合 2 住民の生命、身体、財産 に甚大な被害をもたらす 災害が発生し、又は拡大 するおそれがあり、市長 の指示があった場合 3 市内で震度6弱以上を観 測する地震があった場合	1 災害情報の収集、 資料の作成 2 指示事項の伝達 3 防災会議との連絡 4 関係機関との連絡 調整 5 災害の予防及び災 害応急対策の実施	本部長 市長 副本部長 副市長 教育長 本部員 総務部長 各部長等 角館消防署長 消防団長
仙北市 災害 対策部	仙北市役 所角館庁 舎市長室	1 相当規模の災害が発生 し、又は拡大するおそれ があり、副市長の指示が あった場合 2 市内で震度5弱又は5強 を観測する地震があった 場合 3 市役所各庁舎付近の積雪 が100cmを越え、今後 も増加すると見込まれる 場合	1 災害情報の収集、 資料の作成 2 指示事項の伝達 3 防災会議との連絡 4 関係機関との連絡 調整 5 災害の予防及び災 害応急対策の実施	部長 副市長 副本部長 総務部長 部員 市民生活部長 福祉保健部長 観光商工部長 農林部長 建設部長 教育部長 企業局長 医療局長 角館消防署長 消防団長
仙北市 災害 警戒部	仙北市役 所角館庁 舎市長室	1 暴風雨、大雨、大雪その 他の警報が発令された場 合などで、防災対策上、 市民生活部長が必要と認 めた場合 2 市内で震度4を観測する 地震があった場合	1 警報等の受理伝達 2 災害情報の収集、 資料の作成 3 関係機関との連絡 調整	部長 市民生活部長 部員 福祉保健部長 観光商工部長 農林部長 建設部長 教育部長 企業局長 医療局長 角館消防署長 消防団長

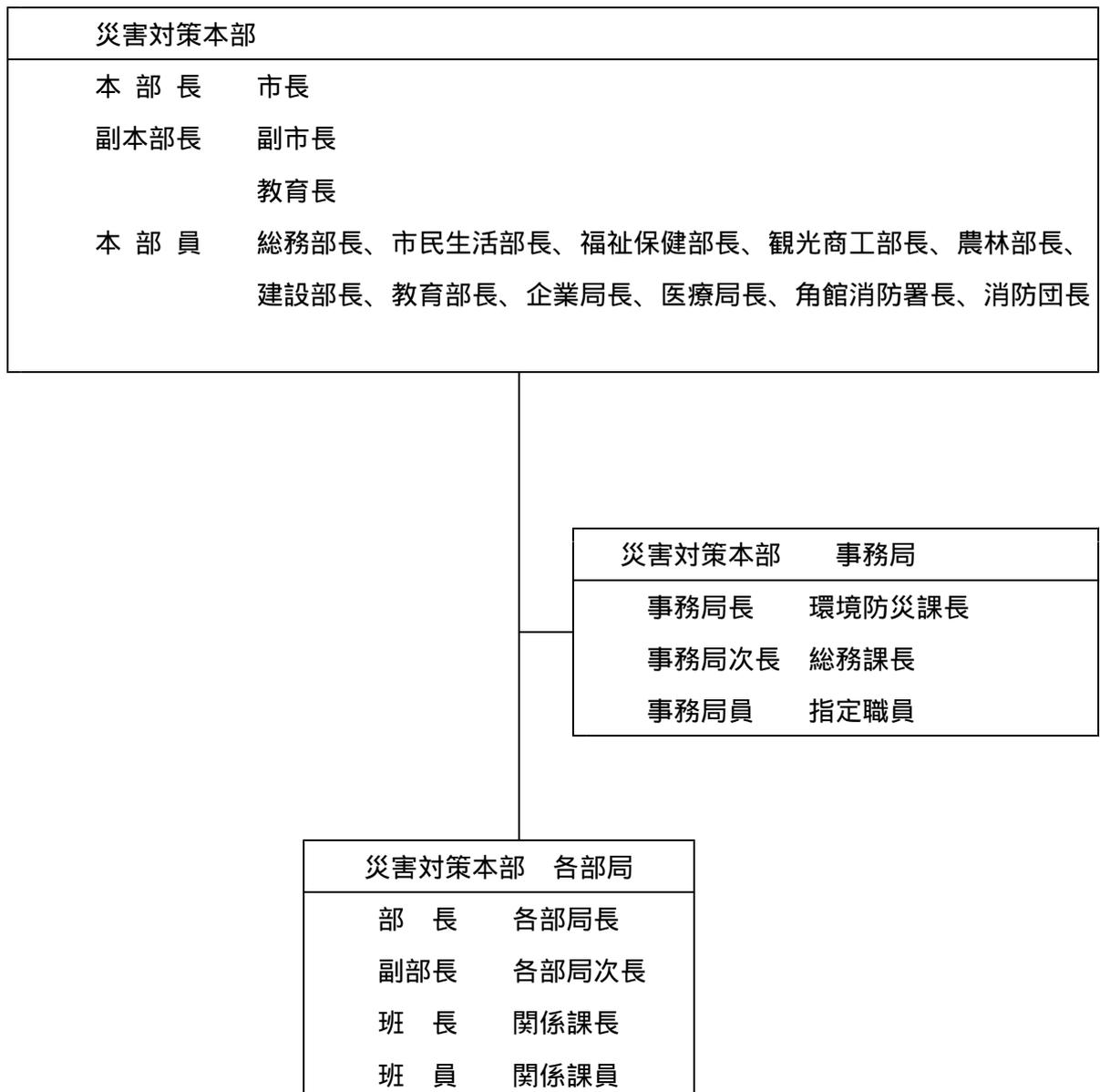
名 称	設置場所	設 置 基 準	主 要 業 務	構 成 員
仙 北 市 地 域 災 害 対 策 室	仙北市役 所各地域 センター 等	1 災害対策部、災害警戒部 が設置された場合であっ て、各地域の災害対策を 実施する部門として設置 する	1 管内の災害情報の 収集、資料の作成 2 関係機関との連絡 調整	室長 地域センター所長 出張所長 室員 地域センター所員 出張所員
仙 北 市 災 害 連 絡 室	仙北市役 所角館庁 舎環境 防災課	1 暴風雨、大雨、大雪その 他の警報が発令された場 合などで、防災対策上警 戒等が必要と認められる 場合 2 異常気象、異変その他の 場合で、防災対策上、環 境防災課長が必要と認め た場合	1 警報等の受理伝達 2 災害情報の収集、 資料の作成 3 関係機関との連絡 調整	室長 環境防災課長 室員 環境防災課員 指定職員

2 災害対策本部の編成及び事務分掌

(1) 業務内容

- ・ 災害に関する情報の収集伝達及び被害の調査報告に関すること。
- ・ 指示事項の伝達に関すること。
- ・ 防災会議との連絡調整に関すること。
- ・ 他の防災関係機関との連絡調整に関すること。
- ・ 災害予防、市街応急対策及び災害復旧対策に関すること。

(2) 災害対策本部の構成



(3) 災害対策本部会議

災害対策本部長は、災害応急対策に必要な指示、総合調整を行うために本部会議を招集する。また、災害対策本部会議の会議次第は、おおよそ次のとおりとする。

災 害 対 策 本 部 会 議	
1	開 会
2	報告事項
(1)	気象情報及び災害情報
(2)	配備体制
(3)	各対策部の処置事項
3	協議事項
(1)	応急対策への指示
(2)	各対策部間の調整事項についての指示
(3)	他市町村に対する応援要請の要否
(4)	自衛隊に対する災害派遣に必要な事項の決定
(5)	災害救助法適用申請の要否
(6)	被害状況視察隊編成の決定
(7)	被害者に対する見舞金品給付の決定
(8)	次回本部会議開催予定日時の決定
4	閉 会

(4) 留意事項

災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、速やかに知事に報告するとともに関係指定
地方行政機関の長、県の関係地方機関の長、仙北警察署長、隣接市町村長に通報する。

また、市民に対してその旨を広報する。

資料 1 - 4 「仙北市災害対策本部条例」

資料 1 - 5 「仙北市災害対策本部規程」

資料 1 - 6 「仙北市災害対策本部活動要領」

(5) 仙北市災害対策本部組織図

部の名称	班の名称	班 長	構 成
総務部 (総務部長)	総務班	総務課長補佐	総務課
	政策推進班	政策推進課長	政策推進課
	企画振興班	企画振興課長	企画振興課・総合情報センター
	財政班	財政課長	財政課・入札契約室
	税務班	税務課長	税務課
	管財班	管財課長	管財課
市民生活部 (市民生活部長)	市民班	市民課長	市民課
	環境班	環境防災課長補佐	環境防災課
	廃棄物班	環境保全センター所長	環境保全センター
	地域班	田沢湖地域センター所長	田沢湖地域センター・田沢出張所・神代出張所
		角館地域センター所長	角館地域センター
西木地域センター所長		西木地域センター・上桧木内出張所・桧木内出張所	
福祉保健部 (福祉保健部長)	社会福祉班	社会福祉課長	社会福祉課
	子育て推進班	子育て推進課長	子育て推進課
	長寿支援班	長寿支援課長	長寿支援課・包括支援センター
	保健班	保健課長	保健課・健康増進センター・健康管理センター
観光商工部 (観光商工部長)	観光班	観光課長	観光課・仙北市TIC
	商工班	商工課長	商工課・緊急雇用対策室
農林部 (農林部長)	農林班	農山村活性化課長	農山村活性化課
	総合産業班	総合産業研究所長	総合産業研究所・農山村体験デザイン室
建設部 (建設部長)	建設班	建設課長	建設課
	都市整備班	都市整備課長	都市整備課
	下水道班	下水道課長	下水道課
出納部 (会計管理者)	会計班	会計課長	会計課・検査室
教育部 (教育部長)	学校教育班	教育総務課長	教育総務課・教育指導課
	社会教育班	生涯学習課長	生涯学習課・スポーツ振興課・文化財課
企業部 (企業局長)	業務班	業務課長	業務課
	工務班	工務課長	工務課
医療部 (医療局長)	医療管理班	医療管理課長	医療管理課
	角館診療班	角館病院院長	角館病院診療部・看護部
	角館医事班	角館病院事務長	角館病院事務部
	田沢湖診療班	田沢湖病院院長	田沢湖病院
	田沢湖医事班	田沢湖病院事務長	田沢湖病院総務管理課
警防部 (消防団長) (角館消防署長)	警防班	消防団副団長 角館消防署副署長	消防団 角館消防署・田沢湖分署・西木分署
協力班	議会事務局・監査委員事務局・選挙管理委員会事務局・農業委員会事務局・角館 樺細工伝承館・公民館・図書館・市民会館・学習資料館・平福記念美術館・小学 校・中学校・給食センター		

災害対策本部
 本部長：市長
 副本部長：副市長
 副本部長：教育長

仙北市災害対策本部事務分掌

部	班	業 務 内 容
本部長		災害対策本部の業務を総括し、指揮監督命令する。
副本部長		本部長を補佐する。
総務部	総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の動員に関する事。 2 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 3 災害見舞い者等の応接に関する事。 4 広報資料・災害記録写真等の収集・整理・保存等に関する事。 5 報道機関との連絡調整に関する事。 6 職員の被害調査に関する事。 7 部内の調整に関する事。 8 災害対策本部の事務局業務に関する事。
	政策推進班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害ボランティアに関する事。
	企画振興班	<ol style="list-style-type: none"> 1 N T T 東日本秋田支店、東北電力秋田支店大曲営業所管内の被害調査に関する事。 2 県への陳情に関する事。 3 住基情報システムの被害調査及び復旧に関する事。 4 通信線の確保に関する事。 5 備蓄物資の払い出しに関する事。
	財政班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害経費の予算措置に関する事。 2 災害対策用物品の調達購入に関する事。
	税務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 市税の徴収猶予及び減免に関する事。 2 被災建築物の調査に関する事。
市民生活部	管財班	<ol style="list-style-type: none"> 1 管財課所管の市有財産の被害調査及び応急対策に関する事。 2 災害対策用車両の確保と配車に関する事。 3 田沢湖庁舎内電源の確保に関する事。 4 財産区の被害調査に関する事。
	市民班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の連絡調整に関する事。 2 避難者名簿の作成に関する事。
市民生活部	環境班	<ol style="list-style-type: none"> 1 防疫業務に関する事。 2 環境防災課所管の市有財産の被害調査及び応急対策に関する事。 3 災害対策本部の事務局業務に関する事。

部	班	業 務 内 容
(市民生活部)	廃 棄 物 班	1 廃棄物に関すること。
	地 域 班	1 庁内の電源の確保に関すること。(田沢湖庁舎除く。) 2 り災証明の交付に関すること。 3 救援物資の受付・保管及び分配に関すること。 4 所管の公有財産の被害調査に関すること。 5 管内の災害情報に関すること。 6 災害対策本部の事務局業務に関すること。
福祉保健部	社 会 福 祉 班	1 部内の連絡調整に関すること。 2 社会福祉課所管に係る要援護世帯の安否に関すること。 3 り災者援護に関すること。 4 身元不明の遺体に関すること。 5 災害対策本部の事務局業務に関すること。
	子育て支援班	1 保育園児の安否に関すること。 2 子育て支援課所管の市有財産の被害調査及び応急対策に関すること。
	長 寿 支 援 班	1 高齢者要援護世帯及び介護施設利用者の安否に関すること。 2 子育て支援課所管以外の福祉事務所所管の市有財産の被害調査及び応急対策に関すること。
	保 健 班	1 感染症の予防に関すること。 2 避難所における被災者の支援に関すること。
観光商工部	観 光 班	1 部内の連絡調整に関すること。 2 観光商工部所管の市有財産の被害調査及び応急対策に関すること。 3 観光名所等の被害調査及び応急対策に関すること。 4 災害対策本部の事務局業務に関すること。
	商 工 班	1 商業施設、工業施設等の被害調査に関すること。 2 災害対策のための労働力の確保及びり災者に対する就業の斡旋に関すること。
農 林 部	農 林 班	1 農地、農道、農業用施設、農作物及び畜産関係の被害調査及び応急対策に関すること。 2 農林部所管の市有財産被害調査及び応急対策に関すること。 3 林産物、森林被害及び森林土木の応急対策に関すること。 4 被災農家への技術指導に関すること。 5 部内の連絡調整に関すること。 6 災害対策本部の事務局業務に関すること。
	総 合 産 業 班	1 主食の調達斡旋に関すること。 2 学習体験旅行者の安否確認、連絡調整に関すること。

部	班	業 務 内 容
建設部	建設班	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路・橋梁等の被害調査及び応急対策に関すること。 2 道路交通の確保・制限に関すること。 3 土木施設災害復旧事業に関すること。 4 災害対策本部の事務局業務に関すること。
	都市整備班	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の連絡調整に関すること。 2 公園施設等の応急対策に関すること。 3 被災建築物の危険度判定に関すること。 4 応急仮設住宅及び住宅応急修理に関すること。
	下水道班	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道等の応急対策に関すること。 2 建設部所管の市有財産の被害調査に関すること。
出納部	会計班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害関係の経理に関すること。 2 見舞金の受付・保管及び分配に関すること。
教育部	学校教育班	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校施設の避難所に関すること。 2 児童、生徒、教職員の安全指導に関すること。 3 教育総務課所管の公有財産の被害調査及び応急対策に関すること。 4 部内の連絡調整に関すること。 5 災害対策本部の事務局業務に関すること。
	社会教育班	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育施設の避難所に関すること。 2 文化財に係る被害調査及び応急対策に関すること。 3 生涯学習課及びスポーツ振興課所管の公有財産の被害調査及び応急対策に関すること。
企業部	業務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 企業局所管の公有財産の被害調査に関すること。 2 部内の連絡調整に関すること。 3 災害対策本部の事務局業務に関すること。
	工務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 飲料水確保及び給水に関すること。 2 企業局所管の水道施設及び温泉施設の被害調査及び応急対策に関すること。
医療部	医療管理班	<ol style="list-style-type: none"> 1 公的医療機関並びに医師会との連絡に関すること。 2 医療物資等の調達に関すること。 3 災害対策本部の事務局業務に関すること。
	角館診療班 田沢湖診療班	<ol style="list-style-type: none"> 1 り災者の医療救護に関すること。 2 医療関係者の動員に関すること。 3 医療器具並びに医薬品の調達に関すること。 4 検疫に関すること。

部	班	業 務 内 容
(医療部)	角館医事班 田沢湖医事班	1 市立病院の被害調査及び応急対策に関する事。 2 医療救護所の設置に関する事。
警 防 部	警 防 班	1 災害の予防、警戒及び防ぎよに関する事。 2 避難誘導に関する事。 3 被災者の救出及び行方不明者の捜索に関する事。 4 遺体の収容に関する事。 5 警防資器材の調達及び輸送に関する事。 6 警報指示及び指令等の住民への伝達に関する事。 7 消防職員、団員の指揮運用及び動員に関する事。
協 力 班		1 避難所開設、運営に係る協力。 2 災害対策本部からの要請による協力。

第2節 動員計画

第1 計画の方針

災害応急対策活動に必要な要員を早急に招集するため動員の基準、動員のための伝達系統を定め、その活動を迅速かつ的確に行える体制を整える。

第2 職員の動員

市の区域に災害が発生し又は発生するおそれがある場合、別に定める動員実施要領と併せ、次により被害状況の把握及び災害応急対策を実施する。

1 動員基準

(1) 第1動員

項目	内容
動員基準	災害警戒部を設置したとき
動員の内容	1 地域災害対策室の設置 2 情報収集活動・災害応急活動が円滑に実施できる体制とする 3 事態の推移に伴い速やかに高次の体制に移行しうる体制とする
動員要員	第1動員指名職員
召集方法	所定の連絡方法による
参集場所	予め指定された庁舎又は登庁可能な庁舎
活動内容	1 災害に関する情報の収集・伝達 2 災害対策部設置への移行準備 3 その他市長からの特命事項

(2) 第 2 動員

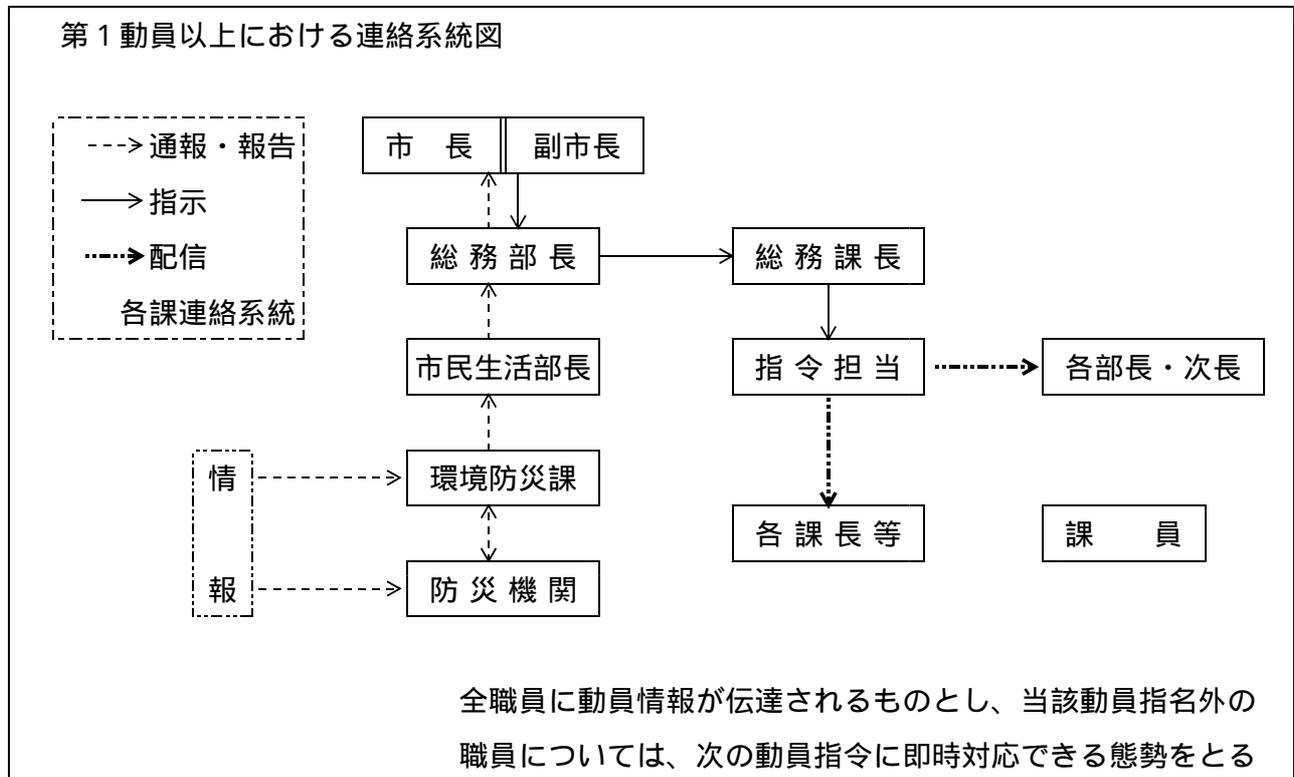
項 目	内 容
動 員 基 準	1 災害対策部を設置したとき 2 災害警戒部の動員を強化すべきと市長が認めたとき
動員の内容	1 地域災害対策室の強化 2 災害に対処できる体制とし、社会的混乱の防止、情報の収集連絡及び活動に対処できる体制とする。 3 事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とする
動 員 要 員	第 2 動員指名職員
召 集 方 法	所定の連絡方法による
参 集 場 所	予め指定された庁舎又は登庁可能な庁舎
活 動 内 容	1 災害に関する情報の収集・伝達 2 災害対策本部の事務分掌に準じた災害応急対策 3 広報活動 4 災害対策本部設置への移行準備 5 その他市長からの特命事項

(3) 第 3 動員

項 目	内 容
動 員 基 準	災害対策本部を設置したとき
動員の内容	1 災害対策本部の設置 2 突発的災害に対する応急措置をとり、救助活動及び情報収集、広報活動等が円滑に実施できる体制とする
動 員 要 員	全職員
召 集 方 法	所定の連絡方法による
参 集 場 所	予め指定された庁舎又は登庁可能な庁舎
活 動 内 容	1 災害に関する情報の収集・伝達 2 救出・救護活動 3 広範囲にわたる災害に対する応急対策活動 4 避難対策 5 広報活動 6 その他市長からの特命事項

2 動員伝達系統

- (1) 第1動員以上における職員招集の伝達は、メール配信によるものとし、市長の指示により指令担当が課長等以上の職員に伝達し、課長等はあらかじめ定めている課内連絡系統により課員に伝達するものとする。



- (2) 動員招集メールが使用できないなどの不測の事態が生じた場合は次のとおりとする。

ア 勤務時間中における動員の伝達

(ア) 庁内の放送設備及び電話による伝達

総務課長は、庁内放送又は庁内一斉連絡により職員に対し、配備の伝達をする。

<放送文(例)>

市長の緊急命令を伝達します。
のため、 地域に被害が発生した模様である。 時
分 災害対策本部 を設置し、応急対策を実施することとした。 庁
舎第 動員の職員は、直ちに配置につき応急対策の実施に万全を期され
たい。

(イ) 使送による伝達

庁内放送又は庁内一斉連絡ができない場合は、総務課長は、課員の使送により、各部長に動員の伝達をする。

各部長は各課長に、又、各課長は各課員に伝達する。

イ 勤務時間外における動員の伝達

- (ア) 環境防災課職員は、震度 4 以上の地震が発生したら最寄りの庁舎へ集合するものとする。
- (イ) 予め指定された管理職員等は、震度 4 の地震が発生し停電などの被害が生じた時及び震度 5 弱以上の地震が発生したら、最寄の庁舎に集合するものとする。
- (ウ) 地震以外の災害発生の場合、災害対策本部等の本部長（部長又は室長）の指示により、最寄りの庁舎に集合するものとする。
- (I) 通信その他の方法による伝達ができない場合
職員は、災害対策本部等設置基準の災害を覚知した時点で自主的に最寄りの庁舎又は登庁可能な庁舎へ集合するものとする。

3 動員活動系統

(1) 各庁舎等における動員は次の系統により活動する。

ア 第 1 動員

(ア) 司令班 (イ) 情報収集班 (ウ) 情報即報班 (I) 被害調査班

イ 第 2 動員

(オ) 後方支援班 (カ) 応急対策班

ウ 第 3 動員

災害対策本部組織系統による。

(2) 局地的災害における動員

局地的災害が発生した場合で、他の庁舎等の要員に余裕がある場合は、市長の指示により、他の庁舎等の動員要員を災害発生管轄庁舎等に動員し、災害対応に全力を尽くす。

4 動員の報告

職員は、登庁後直ちに各庁舎等の司令班又は災害対策本部各班長若しくは地域班長に所属名及び氏名を報告し、報告を受けた者は所定の様式に記載し、総務部長に報告する。また、総務部長は市長に報告する。

なお、災害対策本部に準じた災害応急対策をとる部署においても同様とする。

< 報告様式 >

動員報告書					
年 月 日 時 分報告					
庁舎又は部署名			報告者氏名		
【動員名簿】					
登庁時間	所属名	氏 名	登庁時間	所属名	氏 名
合計 _____ 名					

第3 応急公用負担

1 要件

市長は、市内に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき。

2 公用負担の内容

(1) 物的公用負担（災対法第64条）

ア 土地建物、その他の工作物の一時使用

イ 土石、竹木その他の物件の使用又は収用

ウ 現場の災害を受けた工作物又は物件で、応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置

(2) 人的公用負担（災対法第65条）

市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を従事させることができる。

3 公用負担の手続き等

災害対策基本法施行令等で定めるところによる。

4 損失補償及び損害賠償

災対法第82条第1項、第84条第1項の規程による。

資料15-1 「市長等の応急公用負担」

第3節 相互応援協力計画

一般災害対策編第3章第3節の定めによる。

第4節 消防防災ヘリコプターの活用計画

一般災害対策編第3章第4節の定めによる。

第5節 自衛隊の災害派遣要請計画

一般災害対策編第3章第5節の定めによる。

第6節 地震情報の伝達計画

(各機関)

第1 計画の方針

地震情報の伝達は速報性が非常に重要であり、各機関の有機的連携のもとに迅速、かつ的確に伝達できる体制を確立する。

第2 地震情報等の種類と発表

1 地震情報

発表する内容

発生日時、震源の位置(緯度・経度、震央地名)、震源の深さ、地震の規模(マグニチュード)、各地の震度(気象庁又は県、市町村や独立行政法人防災科学技術研究所が設置している地震計及び計測震度計が観測した地表の揺れ)

(1) 震度速報

震度3以上の揺れを観測した地域名(秋田県沿岸北部、秋田県沿岸南部、秋田県内陸北部、秋田県内陸南部)を発表する。

(2) 震源に関する情報

震度3以上の揺れを観測し、津波による被害のおそれがないと判断した場合に発表する。

(3) 震源・震度に関する情報

ア 震度3以上の揺れを観測した地域名(秋田県沿岸北部、秋田県沿岸南部、秋田県内陸北部、秋田県内陸南部)

イ 大きな揺れが観測された震度観測点のある市町村名

ウ 震度5弱以上と予想される地域で、震度を入手していない震度観測点のある市町村名

(4) 各地の震度に関する情報

県内で震度1以上の揺れを観測したとき。

(5) その他の情報

気象官署や震度観測点の震度計の震度表示が「ゼロ」であった地震で、揺れを感じた地区の住民等から問い合わせがあり、かつ次の事項を満たすもの。

ア 震度3に相当する揺れを感じたとき。

イ 震度2以下であっても、地震が連続しているとき。

ウ その他、地震情報の発表が必要と判断されるとき。

(6) 推計震度分布図

全国いずれかの観測地点で、震度5弱以上の揺れが観測された場合、観測した各地の震度データをもとに、1 km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

2 地震解説資料

秋田地方気象台は、防災等に係る活動の利用に適合するよう地震、津波情報及びこれらに関連する情報を編集した「地震解説資料」を作成し、関係機関に提供する。

- ・ 県内で震度4以上の地震が観測された場合、又は地震が頻発する場合
- ・ 「秋田県」に津波警報・注意報が発表された場合
- ・ 県内が無感（震度ゼロ）であっても、報道関係などから多くの問い合わせがある地震が発生した場合

第3 地震情報等の伝達

1 地震情報は危険地域に対して極めて迅速に周知されなければならないので、関係各機関は地震情報等をより可能な限り迅速に、かつ的確に伝達するものとする。

(1) 措置

ア 市長は情報の受領にあたっては、関係部課に周知徹底し得るよう予め情報等の内容伝達組織を整備する。

イ 市長は地震情報の伝達を受けたときは、仙北市地域防災計画の定めるところにより、速やかに市民、その他関係機関のある公私の団体に周知徹底させる。

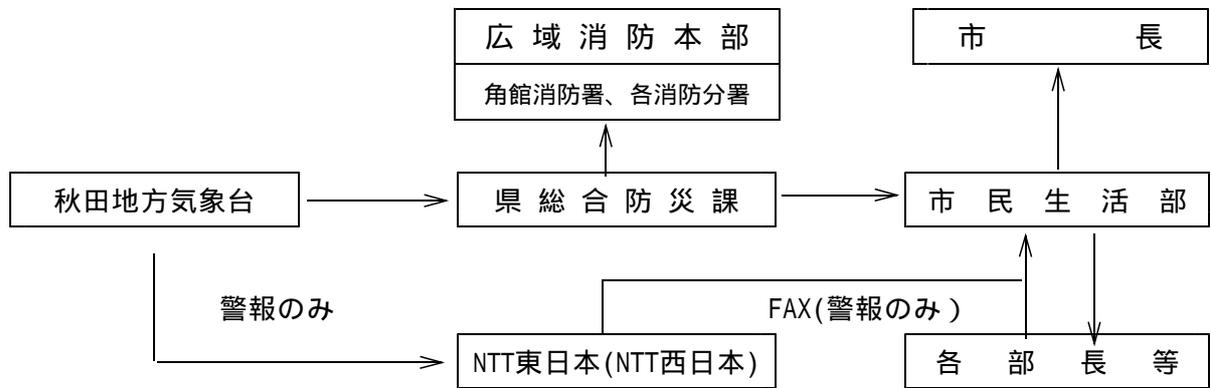
ウ 秋田地方気象台から直接情報を受けない防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意し、さらに、県、市と積極的に連絡を取り、関係機関お互いに協力して情報の周知徹底を図るものとする。

エ 震度4以上の強い地震を感じた場合、防災関係機関は被害情報と二次災害発生に備え避難等についての迅速な情報の伝達を図る。

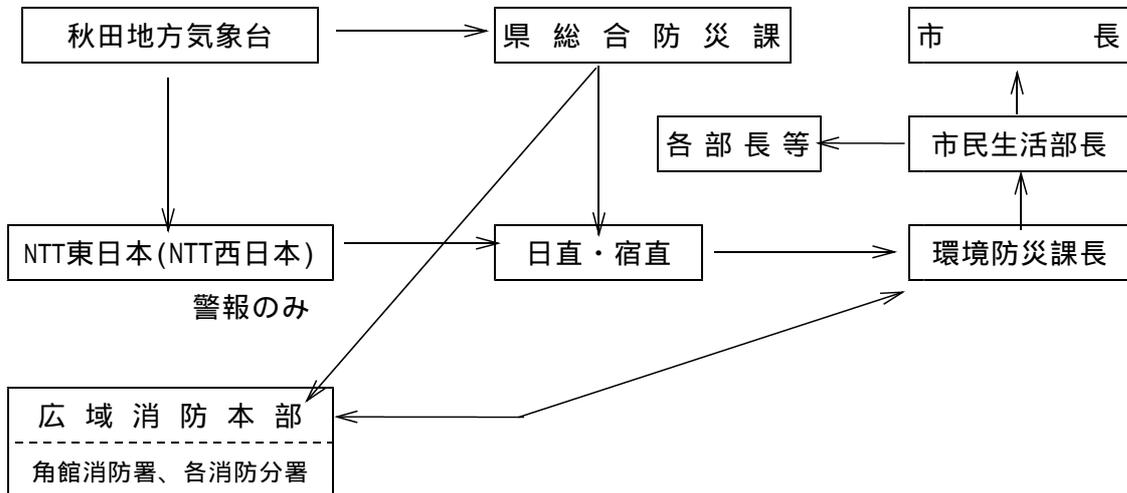
「資料第2-2 地震に関する資料」

第4 地震情報の取扱要領

1 勤務時間内の場合



2 勤務時間外（夜間・休日等）の場合



第7節 災害情報の収集、伝達計画

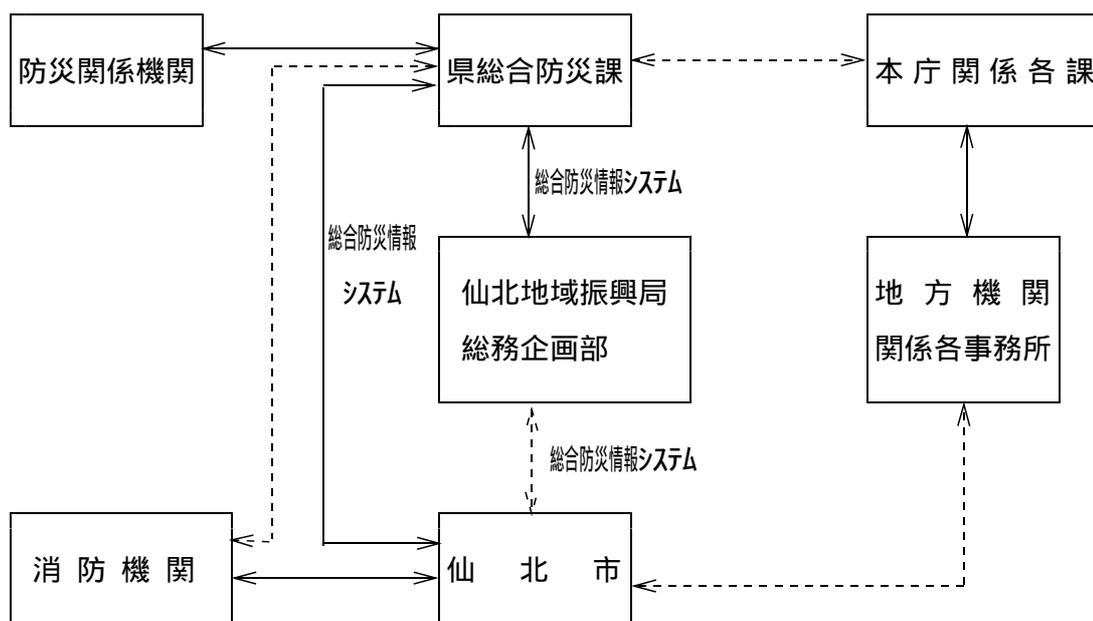
(各機関)

第1 計画の方針

災害情報は、災害応急対策の基礎的要件として不可欠なものであり、県及び市並びに関係機関が相互に緊密な連携を保持し、迅速かつ正確な情報収集・伝達を図る。

第2 情報収集体制及び伝達系統

- 1 地震が発生した場合は、県及び市並びに防災関係機関は、その所掌する事務又は業務に関して積極的に自らの職員を動員して情報収集にあたるものとする。
- 2 関係機関の協力を得て、災害発生直後において概括的な被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関に來ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するため関連情報の収集にあたる。
- 3 関係機関は、被害規模に関する概括的な情報を上級機関に報告するものとし、また、災害応急活動に関し、必要に応じ相互に情報交換を行うものとする。



(注)----- は必要により報告

第3 異常現象発見時の措置

群発地震、地鳴り等の異常な現象を発見した者は、速やかに市長又は警察官に通報するものとする。また、市長は通報を受けたら、速やかに関係機関へ通報する。

第4 緊急地震速報の種類と発表基準

1 緊急地震速報の発表

緊急地震速報は地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く発表する。

また、テレビ、ラジオを通じて住民に周知し地震動による被害の軽減を図る。

2 緊急地震速報の種類と発表基準

気象庁における発表に当たっては「緊急地震速報」の名称を用いることとし、警報と予報の区別については次のとおりとする。

種類	名称	発表基準
地震動速報	緊急地震速報（警報） 又は緊急地震速報	最大震度5弱以上の揺れが推定されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表する。
地震動予想	緊急地震速報（予報）	最大震度3以上又はM3.5以上等と推定されたときに発表する。

3 震度の発表に用いる地域

秋田県沿岸北部、秋田県沿岸南部、秋田県内陸北部、秋田県内陸南部

4 一般向け緊急地震速報の発表条件・内容

（1）緊急地震速報を発表する条件

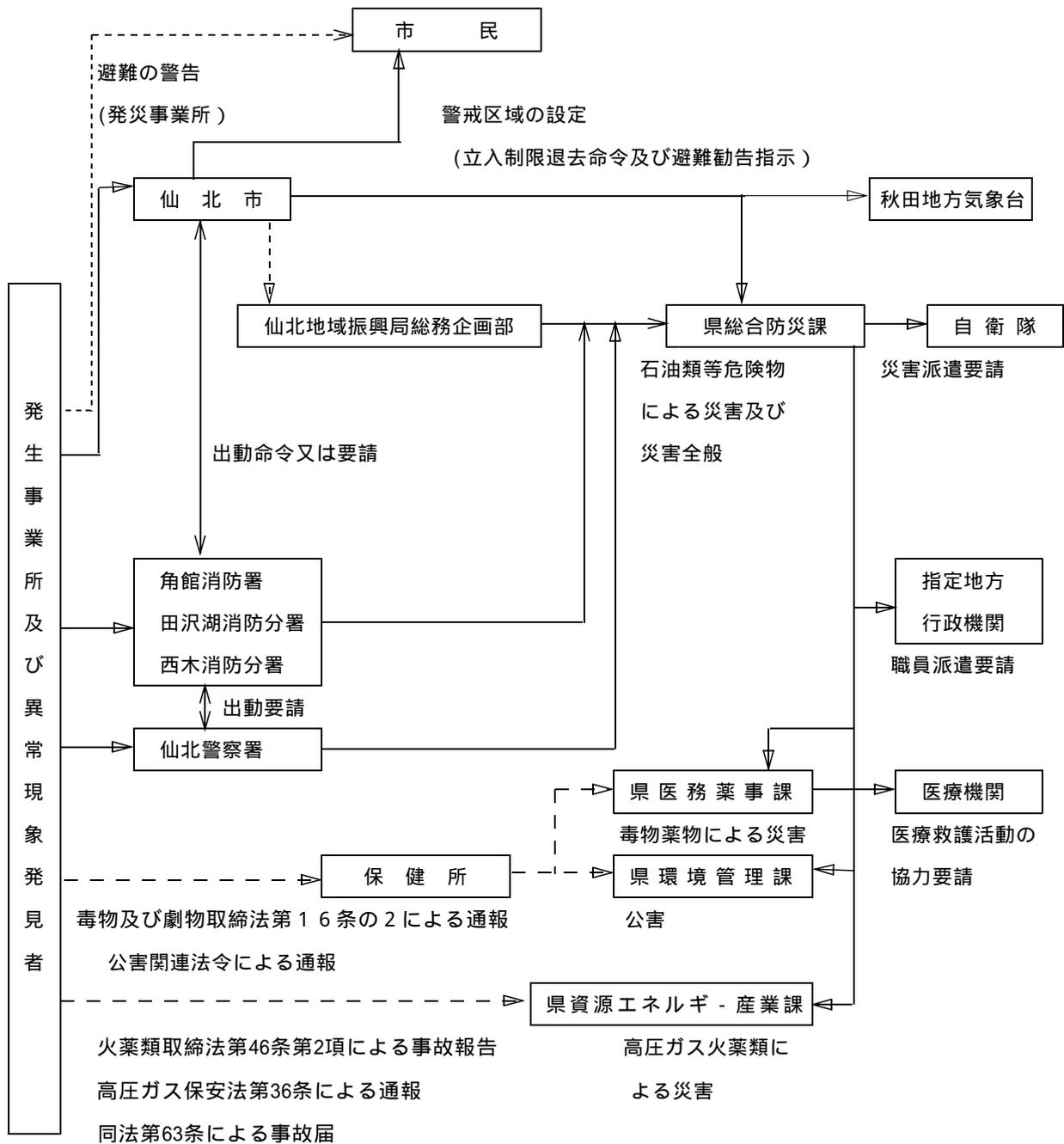
- ・地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上と予想された場合

（2）緊急地震速報の内容

- ・地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名
- ・強い揺れ（震度5弱以上）が推定される地域及び震度4が推定される地域名（全国を約200地域に分割）。具体的な推定震度と猶予時間は発表しない。

第5 地震による特殊災害発生時の措置

地震災害により大規模な火災、爆発、危険物の流出、有毒ガスの発生及び車両事故等の特殊災害が発生した場合の通報、連絡系統は次によるものとする。



第6 被害状況等の調査

総務部庶務班は、調査員の報告をまとめ災害対策本部長に報告するとともに、関係機関へ通報する。

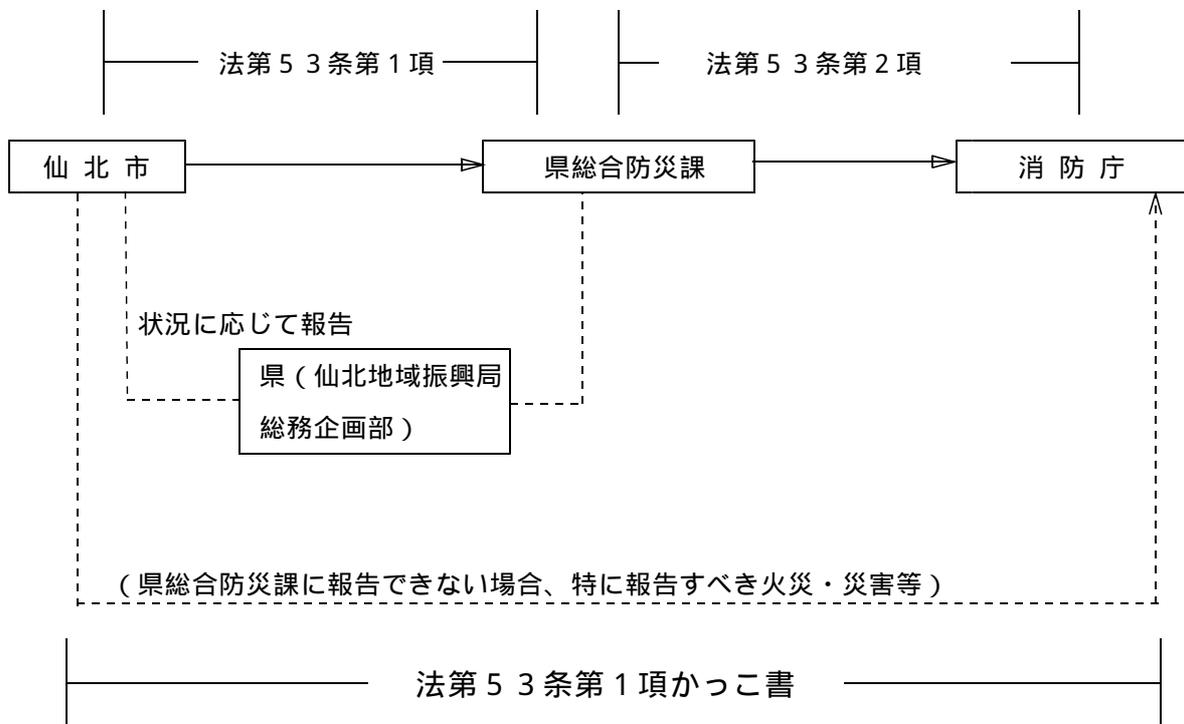
第7 被害報告要領

地震が発生したときは、市長は各班より本部への速報を整理し、次の区分により、所定の様式で県総合防災課へ通報する。

ただし、県総合防災課に報告できないとき、又は、特に迅速に報告すべき火災・災害等については総務省消防庁へ直接報告する。

また、市の区域内で震度5以上を記録した場合（被害の有無を問わない）、第一報については、県に報告すると同時に、直接消防庁にも覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。

< 災害対策基本法第53条に基づく被害状況等の報告ルート >



《消防庁連絡先》

	勤務時間内 (防災情報室)	勤務時間外 (消防庁宿直室)
NTT回線	03 - 5253 - 7526 (TEL) 03 - 5253 - 7536 (FAX)	03 - 5253 - 7777 (TEL) 03 - 5253 - 7553 (FAX)
地域衛星通信ネットワーク	048 - 500 - 7526 (TEL) 048 - 500 - 7536 (FAX)	048 - 500 - 7782 (TEL) 048 - 500 - 7789 (FAX)
消防防災無線	7526 (TEL) 7536 (FAX)	7782 (TEL) 7789 (FAX)

1 災害概況報告

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で死傷者の有無等を報告する場合）には1号様式を用いて報告する。

（1）災害の概況

ア 発生場所、発生日時

イ 災害種別概況

（ア）風水害については、降雨の状況及び河川の氾濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

（イ）雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

（ウ）その他これらに類する災害の概況

（2）被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入する。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点を置く。

（3）応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村（消防機関を含む）及び都道府県が講じた応急対策について記入する。

ア 消防、水防、救急、救助等消防機関の活動状況

イ 避難の勧告・指示の状況

ウ 避難所の設置状況

エ 他の地方公共団体への応急要請、応急活動の状況

オ 自衛隊の派遣要請、出動状況

2 被害状況即報

（1）被害状況が判明次第その状況を2号様式により報告する。ただし、被害額は省略することができる。

（2）次のものの第一報については、県に報告すると同時に直接消防庁にも原則として覚知後30分以内に可能な限り早く、わかる範囲で報告を行う。

ア 火災速報

・トンネル内車両火災

・列車火災

イ 危険物等に係る事故

（ア）危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という）を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆破事故で、当該工場等の施設内又は周辺で500m²

程度以上の区域に影響を与えたもの又は与えるおそれがあるもの。

(イ) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設から危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの。

海上、河川へ危険物等が流出したもの又は流出するおそれがあるもの。

大規模タンクから危険物等の漏えい等

(ウ) 道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

ウ 救急・救助事故速報

死者が発生しているか発生するおそれがあり、かつ死傷者及び負傷者が30人以上発生し又は発生するおそれのある救急・救助事故で次に上げるもの。

(ア) 列車の衝突、転覆等による救急・救助事故

(イ) バスの転落等による救急・救助事故

(ウ) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

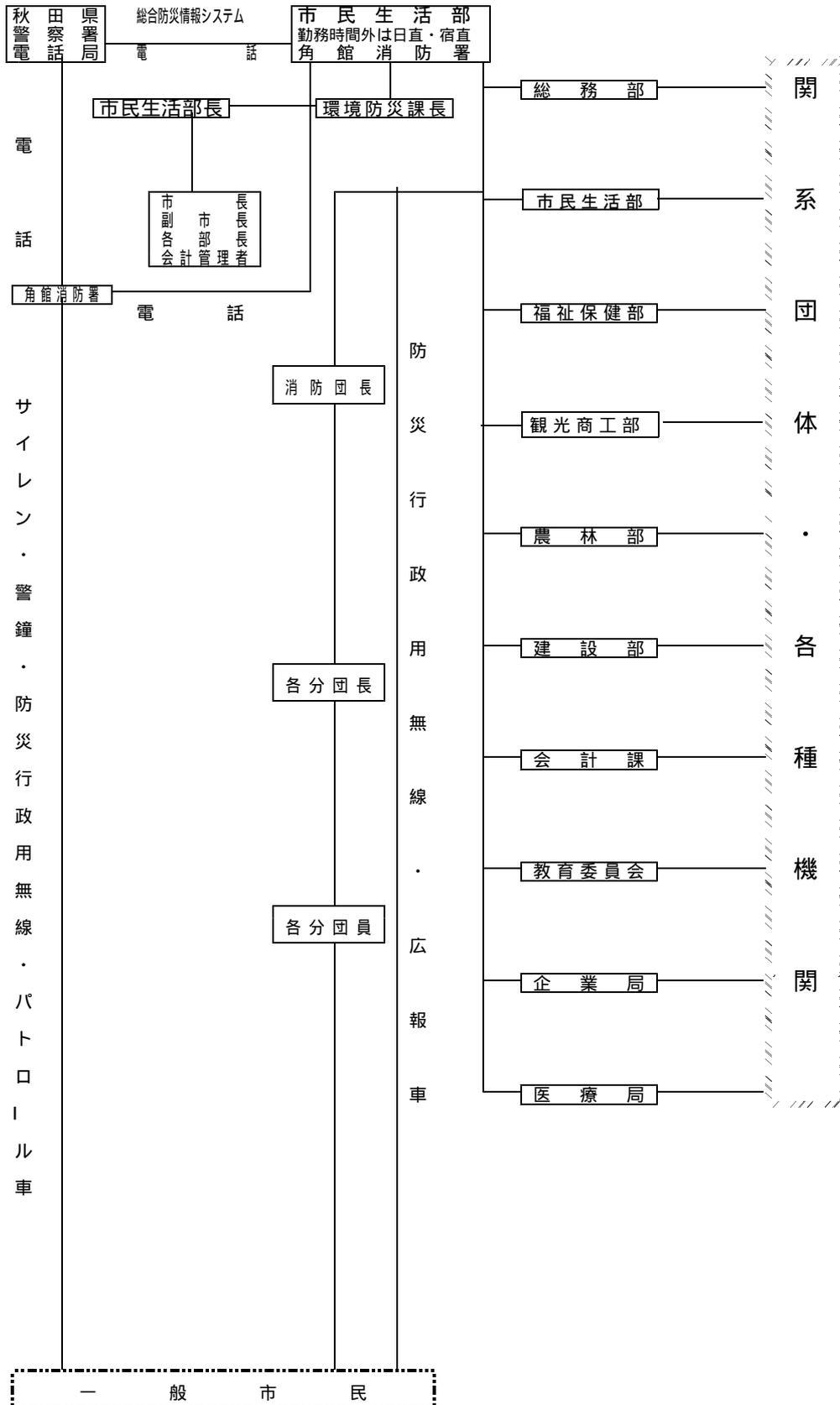
3 災害確定報告

災害の応急対策が終了してから20日以内に2号様式(確定)により報告する。

4 災害年報

毎年1月1日から12月31日までの災害について、3号様式により翌年の4月30日までに消防庁へ報告する。ただし、査定、調査等により被害額が確定したものとする。

災害通信連絡系統図



5 災害状況報告の様式

(1) 災害概況即報

(1号様式)

() 受信者氏名 災害名 (第 報)	報告日時	年 月 日 時 分
	都道府県	
	市町村 (消防本部名)	
	報告者名	

災害の概況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分			
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部の設置状況	(都道府県)				(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨「未確認」等を記入して報告すること。)

(2) 被害状況即報・災害確定報告

(2号様式)

市町村				区 分			被 害
災 害 名	災害名			田	流失・埋没	ha	
	報 告 番 号	第 報			冠 水	ha	
報告者名		(月 日 時 現在)		畑	流失・埋没	ha	
					冠 水	ha	
区 分		被 害		そ の 他	文 教 施 設	箇所	
人	死 者	人			病 院	箇所	
	行方不明者		人		道 路	箇所	
	被 害 者	負 傷 者	重 傷		人	橋 り ょ う	箇所
		軽 傷	人		河 川	箇所	
住 家 被 害	全 壊		棟		砂 防	箇所	
			世帯		清 掃 施 設	箇所	
			人		崖 く ず れ	箇所	
	半 壊		棟		鉄道不通	箇所	
			世帯		水 道	戸	
			人		電 話	回線	
	一 部 破 損		棟		電 気	戸	
			世帯		ガ ス	戸	
			人		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所	
	床 上 浸 水		棟		農地農業用施設	箇所	
			世帯				
			人				
床 下 浸 水		棟	り 災 世 帯 数		世帯		
		世帯	り 災 者 数		人		
		人	火 災 発 生				
非 住 家	公 共 建 物	棟	建 物	件			
	そ の 他	棟	危 険 物	件			
			そ の 他	件			

区 分		被 害	1. 災害発生場所 2. 災害発生年月日 3. 災害の種類概況 4. 消防機関の活動状況 5. 避難の勧告、指示の状況	
公立文教施設	千円			
農林水産施設	千円			
公共土木施設	千円			
その他の公共施設	千円			
小 計	千円			
そ の 他	農産被害	千円		4. 消防機関の活動状況
	林産被害	千円		
	畜産被害	千円		
	水産被害	千円		
	商工被害	千円	5. 避難の勧告、指示の状況	
	住家被害	千円		
	非住家被害	千円		
	その他	千円		
被害総額	千円		6. その他	
市町村災害対策本部	名 称			
	設 置	月		日 時
	解 散	月		日 時
消防職員出動延人数				人
消防団員出動延人数				人

即報にあつては被害額を省略することができる

市町村名

区 分			発生年月日					計
人 的 被 害	死 者		人					
	行 方 不 明 者		人					
	負傷者	重 傷	人					
		軽 傷	人					
住 家 災 害	全 壊		棟					
			世帯					
			人					
	半 壊		棟					
			世帯					
			人					
	一 部 破 損		棟					
			世帯					
			人					
	床 上 浸 水		棟					
			世帯					
			人					
床 下 浸 水		棟						
		世帯						
		人						
非 住 家	公 共 建 物		棟					
	そ の 他		棟					
そ の 他	田 畑	流 失 ・ 埋 没	ha					
		冠 水	ha					
		流 失 ・ 埋 没	ha					
		冠 水	ha					
	学 校		箇所					
	病 院		箇所					
	道 路		箇所					
	橋 り よ う		箇所					

区 分	災 害 名		発生年月日				計
そ の 他	河 川	箇所					
	砂 防	箇所					
	水 道	箇所					
	清 掃 施 設	箇所					
	崖 く ず れ	箇所					
	鉄 道 不 通	箇所					
	水 道 被 害	戸					
	電 気 被 害	戸					
	ガ ス 被 害	戸					
	通 信 被 害	回線					
	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所					
り 災 世 帯 数	世帯						
り 災 者 数	人						
公 立 文 教 施 設	千円						
農 林 水 産 業 施 設	千円						
公 共 土 木 施 設	千円						
そ の 他 公 共 施 設	千円						
小 計	千円						
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団体						
そ の 他	農 産 被 害	千円					
	林 産 被 害	千円					
	畜 産 被 害	千円					
	商 工 被 害	千円					
	住 家 被 害	千円					
	非 住 家 被 害	千円					
そ の 他	千円						
被 害 総 額	千円						
市町村災害対策本部	設 置	月 日	月 日	月 日			
	解 散	月 日	月 日	月 日			
消 防 職 員 出 動 延 人 数							
消 防 団 員 出 動 延 人 数							

被害の認定基準

分類	用語	被害程度の認定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡した死体を確認した者、又は、死体を確認することができないが死亡したことが確実な者。	
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。	
	負傷者	重傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月以上の治療を要する見込みの者。
		軽傷	当該災害により、負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月未満の治療で治癒できる見込みの者。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	全壊、全焼又は流失	住家がその居住のための基本的機能を滅失したものの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、焼失したものの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の被害額（復旧費相当額）が、その住家の再建築価格の50%以上に達した程度のものとする。	
	半壊又は全焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したものの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の被害額（復旧費相当額）が、その住家の再建築価格の20%以上50%未満のものとする。	
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のものとする。ただし窓ガラス数枚が破損した程度のごく小さいものを除く。	
	床上浸水	浸水がその住家の床より上に浸水したものの、及び半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により、一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。	
非住家被害	非住家	住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。	
	公共建物	例えば、市役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は、公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
		非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたものとする。	

分類	用語	被害程度の認定基準	
その の 他	田	流失・埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったものとする。
		冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑	流失・埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。
		冠水	
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。	
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川、若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する施設とする。	
	地すべり	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する防止施設とする。	
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	
	鉄道不通	鉄道の通行が不能となった程度の被害をいう。	
	電話	通信施設の被害によって、電話が不通となった回線数とする。	
	水道	上水道及び簡易水道施設の被害によって断水した戸数とする。	
	電気	電力施設の被害によって、停電及び供給停止した戸数とする。	
	ガス	一般ガス事業及び簡易ガス事業で供給停止になっている戸数。	
	ブロック塀	倒壊したブロック塀及び石塀の箇所数とする。	
	水道、電話、電気、ガスについては、即報時点における断水戸数、通話不通回線数、停電戸数を記入する。ただし、災害確定報告にあつては最も多く発生した時点における数値を記入する。		

分類	用語	被害程度の認定基準
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	り災世帯の構成員をいう。
	火災発生	地震又は火山噴火の場合のみ記入する。
被害	公立 文教施設	公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和22年法律第247号）による国庫負担の対象となる施設をいい、公立の学校で学校教育法第1条に規定する施設とする。
	農林 水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、及び共同利用施設とする。
	公共 土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、砂防設備、林地荒廃防止設備、道路とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいう。例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	金	災害中間報告及び災害年報の公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ書きするものとする。
額	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいう。例えばビニールハウス、農産物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいう。例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいう。例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

第8節 通信運用計画

一般災害対策編第3章第9節の定めによる。

第9節 広報計画

一般災害対策編第3章第10節の定めによる。

第10節 避難対策計画

(各機関)

第1 計画の方針

地震による災害が発生した場合に、人命の安全を第一に危険区域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難準備情報、避難勧告、指示を適時的確に実施し、人的被害の防止を図る。

なお、避難場所、避難誘導及び避難所の運営にあたっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び子供等いわゆる災害時要援護者及び女性に配慮するものとする。

第2 避難準備情報、避難の勧告、指示及び警戒区域設定の実施責任者

1 避難準備情報、避難の勧告及び指示の実施責任者

実施責任者	内 容 (要件)	根 拠 法
市 長	災 害 全 般	・災害対策基本法第60条
警 察 官	災害全般（ただし、市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき、又は市長から要求があったとき）	・災害対策基本法第61条 ・警察官職務執行法第4条
知 事	災害全般（ただし、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき）	・災害対策基本法第60条
自 衛 官	災害全般（警察官がその場にはいない場合に限る）	・自衛隊法第94条
知事又はその命を受けた職員 水防管理者 (市長)	洪水についての避難の指示	・水防法第29条
知事又はその命を受けた職員	地すべりについての避難の指示	・地すべり等防止法第25条

2 警戒区域設定の実施責任者

実施責任者	内 容 (要件)	根 拠 法
市長	災害全般（災害が発生し、又は、災害が発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるとき）	・災害対策基本法第63条
警察官	災害全般（同上の場合においても、市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき）	・災害対策基本法第63条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般（同上の場合においても、市長等及び警察官がその場にいないとき）	・災害対策基本法第63条
消防吏員 又は消防団員	水害を除く災害全般（災害の現場において、活動確保する必要があるとき）	・消防法第28条、第36条
水防団長、水防団員 又は消防機関に属する者	洪水（水防上緊急の必要がある場合）	・水防法第21条

3 避難準備情報、避難勧告・指示の基準及び報告

(1) 基準

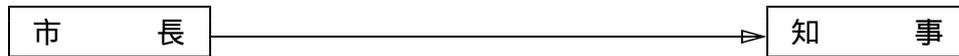
ア 避難準備情報、避難の勧告、指示

市民を避難させるにあたっては、そのときの情勢を検討し次の基準により行う。

種 別	基 準
避難準備情報	避難勧告、又は避難指示発令の可能性が大きいと判断されるとき、災害時要援護者に通知する。
避難勧告	<ol style="list-style-type: none"> 1 余震、地震後の降雨により、山崩れ、斜面崩壊、地すべり、土石流等土砂災害の発生が予想され、避難を要すると判断されるとき。 2 建物、擁壁等の崩壊、又は余震により人的被害が発生するおそれのあるとき。 3 ダムの決壊、降雨により河川がはん濫注意水位を突破し、人的被害が発生するおそれのあるとき。 4 同時多発火災が発生し、延焼拡大の危険があり、人的被害が発生するおそれのあるとき。 5 危険物等が流出し、爆発、炎上等の災害が発生し、又は予想され、人的被害が生ずるおそれのあるとき。
避難指示	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき。 2 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき。

イ 報 告

市長は、避難準備情報や避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立退き先を指示したときは、速やかにその旨知事へ報告する。また、市長が警察官から避難のための立退きを指示した旨の通知を受けたとき及び避難の必要がなくなったときも同様に知事に報告する。



(2) 警 察 官

ア 警察官職務執行法による措置

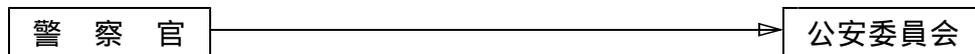
災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとる。

イ 災害対策基本法による指示

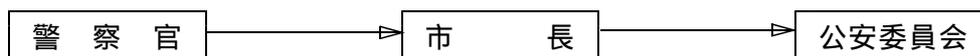
市長による避難指示ができないと認められるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し避難のための立退きを指示する。

ウ 報告・通知

(ア) 上記により警察官がとった措置については、順序を経て公安委員会に報告する。



(イ) 上記により避難のための立退きを指示したとき及び避難の必要がなくなったときは、その旨を市長に通知する。



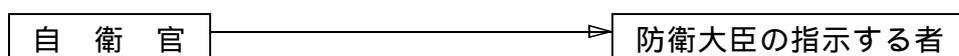
(3) 自 衛 官

ア 避難等の措置

自衛隊法により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にはいない場合に限り、上記(2)の警察官職務執行法による措置による避難等の指示をする。

イ 報 告

上記により自衛官がとった指示については、順序を経て長官の指示する者に報告する。



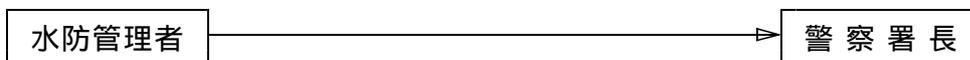
(4) 水防管理者

ア 指 示

洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは立退くことを指示する。

イ 通 知

避難のための立退きを指示したときは、その旨を当該区域を管轄する警察署長に通知する。



(5) 知事又はその命を受けた職員

ア 洪水のための指示

水防管理者の指示と同様

イ 地すべりのための指示

地すべりにより危険が切迫していると認められるときは、その地域内の居住者に対し立退きを指示する。

ウ 通 知

避難のための立退きを指示したときは、その旨を当該区域を管轄する警察署長に通知する。



第3 避難準備情報、避難勧告及び指示の要領

1 避難準備情報

避難準備情報が発表された場合、災害時要援護者の家族、介護者、医療機関、並びに自主防災組織等が連携・協力し、災害時要援護者を一時避難所及び福祉避難所等に収容する。

2 避難の勧告及び指示の内容

市長が避難の勧告及び指示を行う場合は、次の内容を明らかにするものとする。

(1) 避難の対象地域

(2) 避難先

(3) 避難経路

(4) 避難の勧告又は指示の理由

(5) その他必要な事項

3 市民への周知等

避難の措置を実施したものは、速やかに地域の市民に対してその内容の周知を図るとともに、市長に通報するものとする。

4 報 告

避難の措置を実施した市長は、速やかにその旨を知事に報告するものとする。

第4 避難の方法

- 1 市長は避難場所、避難経路をあらかじめ指定し、日頃から市民への周知徹底を図るよう指導する。
- 2 避難経路の要点に誘導員を配置する。
- 3 避難は、できるだけ町内会等単位の集団で行い、特に高齢者、障がい者、外国人、子供、乳幼児等の災害時要援護者を優先して避難させる。
- 4 安全な避難が行われるために、所持品は最小限にとどめるように指導する。
- 5 避難時の混乱を防止し、円滑に避難させるため、警察や消防機関等に連絡して協力を得る。

第5 避難所の開設及び運営

- 1 避難を指示した市長は、被災者を一時的に学校、公民館等の既存の建物又は野外に開設した仮施設等に収容し保護する。
- 2 市長は避難所を開設したときは、速やかに被災者等にその場所を周知し、収容すべき者を誘導する。
- 3 災害の様相が深刻で、市内に開設することができない場合、あるいは適当な建物又は場所がない場合は、隣接の市町村に収容を委託し、あるいは建物等を借上げて開設する。
- 4 避難所には担当職員を置き、人員の把握、保健衛生、清掃、物資の受給配分、所内の秩序の維持にあたる。
- 5 市長は避難所を開設したときは、開設の日時、場所、収容人員、開設期間の見通し等を知事に報告するとともに関係機関へ通報する。
- 6 災害救助法が適用された場合は、同法の定めるところによる。
- 7 避難に関する留意事項

(1) 避難準備情報、避難勧告、指示の周知徹底

実施責任者は、避難準備情報の発表、避難勧告、避難指示をしたときは、できるだけ避難指示の理由、避難先、避難経路及び避難上の留意事項を明確にし、防災行政無線、広報車、伝達員等により、市民に周知徹底する。

(2) 避難誘導及び移送

ア 誘導に当たっては、適切な時期と適切な避難方向への誘導、災害時要援護者の優先、及び携行品の制限等に留意し、実施する。

イ 避難誘導員は、市職員、消防職団員等をもってあたることとし、災害の状況によって誘導できない場合は、各地域、職場の自主防災組織等のリ - ダ - がこの任務にあたる。

ウ 避難誘導の方法は、避難者数及び誘導員数に応じて、避難集団に付き添って避難を誘導する方法、又は避難者大勢に対して避難路上で避難方向等を指差したり、口頭で指示する方法などにより実施する。

エ 避難者の移送は、原則としてバス等による大量輸送とする。

(3) 避難所の開設

ア 開設に先立って、予定避難所やそこへ至る経路が避難する時点で被害を受けていないか、あるいは災害から安全であるかどうかを確認する。

イ 避難者を収容した後も周辺の状況に注意して安全性の確認を行う。

ウ 市は、避難勧告・指示が決定されたとき、又は市民の自主避難を覚知したときは、直ちに各避難所を開設する。

エ 避難者の収容にあたっては、収容対象者数、避難所の収容能力、収容期間を考慮し収容を割り当てるとともに、避難所ごとの収容者の情報の把握に努める。

なお、学校が避難所に当てられた場合、校長は学校管理に必要な職員を確保し、市の避難対策に協力する。

オ 市長は、次により避難所の適切な管理運営を行う。

(ア) 避難所における情報の伝達、食料、飲料水の給付、清掃等について、避難者、市民、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。

(イ) 避難所におけるプライバシー - の確保等良好な生活環境の確保に努める。

(4) 警戒区域の設定

市長等は、生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があるときは次により警戒区域を設定し、応急対策従事者以外の者の立入を制限し、若しくは禁止し、又はその区域から退去を命ずる。

ア 時機を失することのないよう迅速に実施する。

イ 円滑な交通を確保するため交通整理等の措置との関連を考慮して段階的に実施する。

ウ 区域の範囲は、災害の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。

エ 区域の設定を明示する場合は、適当な場所に「立入禁止」、「車両進入禁止」等の表示板、ロープ等で明示する。

オ 防災行政無線、広報車等の利用や警戒配置者等によって、次により周知徹底を図る。

(ア) 設定の理由

警戒区域とした理由を簡潔に表現し、災害対策本部からの情報を伝え、市民に周知する。

(イ) 設定の範囲

「どの範囲」、「どこからどこまで」というように、道路名、集落名等をなるべくわかりやすく周知する。

資料5 - 3 「避難場所一覧表」

第 1 1 節 消防・救助活動計画

(環境防災課・角館消防署)

第 1 計画の方針

消防の責任は、消防組織法第 6 条で市町村と定められており、災害発生時において、火災予防、消火活動を迅速かつ効果的に実施するとともに、的確な救急・救助活動を行う。また、「仙北市消防計画」と当計画は相互に密接な関連性をとるものとする。

第 2 消防防災体制の整備

1 本計画に基づき、仙北市消防計画を立て、この計画によって、災害に迅速かつ的確に対処する消防体制を整備する。

(1) 消防計画の整備策定

- ア 災害対策体制の整備
- イ 対策本部又は指揮本部等の設置運用基準
- ウ 災害対策本部設置前の初動期における部隊運用
- エ 災害時における消防団員の動員基準
- オ 通信運用基準
- カ 関係部局との連絡調整方法

2 災害対策に万全を期するため、すべての消防防災機関は、関係法令に基づき通信連絡、救急救護、応援協定などの防災体制を整備する。

第 3 消防活動

1 管内で火災等の災害が発生したときは、消防計画に基づき迅速に消火活動等必要な応急措置を行い、市民・自主防災組織に対しても出火防止、初期消火及び延焼拡大の防止を期するよう広報を徹底する。また、要救助者の救出救助と傷病者に対する応急措置を行い、医療機関等へ救急搬送する。

活動にあたっては、市民・自主防災組織や防災関係機関と連携して、効果的な応急措置を講ずる。

2 災害の規模が大きく、火災の延焼拡大等が著しいため、市の消防力のみでは防除、拡大防止が十分にできない場合には、県及び他の市町村等に対し応援を要請する。また、県内 1 3 消防本部による「秋田県広域消防相互応援協定」や、あらかじめ締結している広域相互応援協定により応援を要請する。

3 林野火災対策

(1) 市長は、火災区域が拡大し、地上からの消火が困難な場合、又は住家へ延焼するおそれが

ある場合で、空中消火が必要と認めるときは、知事にヘリコプタ - の出動を求めることができる。

(2) 市長は、ヘリコプタ - の出動が決定したときは、補給基地等の選定をすると同時に、県及び森林管理局の協力で、空中消火用資機材の輸送及び空中消火剤補給作業隊等を編成し、消火体制を整える。

第4 救助活動

- 1 災害により管内で要救助者が発生したときは、迅速かつ必要な救助活動にあたるものとする。
活動にあたっては、市民・自主防災組織と連携して、効果的な活動実施を図る。そのため、平素から市民・自主防災組織に対して救助活動の初期活動についての普及、啓発を推進する。
- 2 自力のみの救助力では十分な活動ができない場合には、県、他の市町村、警察等に応援を求め、さらに必要なときには、県に対して自衛隊の派遣要請を要求する。
また、県内13消防本部による「秋田県広域消防相互応援協定」やあらかじめ締結している広域相互応援協定により応援を要請する。

第5 火災及び災害等の報告

消防組織法第40条に基づく通常報告は、「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救事故等報告要領」によるが、緊急事態発生時における即報については、「火災、災害等即報要領」の定めによるものとする。

第6 地域防災計画と消防計画との関係

地域防災計画における消防活動計画と消防との関係は、消防組織法第4条第15号で、「防災計画に基づき」消防計画を作成することになっている。

このため、地域防災計画においては、消防計画の大綱を定めるのに対し、消防計画は消防機関独自の活動のための計画ということになり、相互に密接な関連性を保つことが必要である。

- 資料第5 「避難救出に関する資料」
- 資料第7 「救急医療に関する資料」
- 資料第9 「派遣、応援に関する資料」
- 資料第13 - 1 「消防用機械器具現有量一覧表」

第 1 2 節 水防活動計画

(建設課・環境防災課)

第 1 計画の方針

堤防の決壊等により洪水等が発生し、又は発生するおそれがある場合の警戒及び防ぎょ等、各河川、湖沼等に対する水防上必要な処置対策の大綱は、「仙北市水防計画」による。

第 2 水防体制

水防管理者は、情報判断を適正に行い、県の地域防災計画及び水防計画に応じた防災計画を定め万全の体制を保持するものとする。

第 3 出動準備

水防管理者は、次の場合には直ちに管下消防機関に対し、出動準備をさせること。

- (1) 水防警報が発せられたとき。
- (2) 河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇の恐れがありかつ出動の必要を予測するとき。

第 4 水防活動

洪水等による水害の警戒及び防ぎょ等の必要な活動については、「仙北市水防計画」による。

資料 1 1 - 9 「水防用資器材備蓄数量一覧表」

資料 1 1 - 1 0 「水防警戒員配置表」

第13節 災害警備活動計画

一般災害対策編第3章第14節の定めによる。

第14節 輸送計画

(建設課)

第1 計画の方針

震災時における被災者の避難、傷病者の収容並びに隔離、災害応急対策要員の移送、応急対策用資材及び生活必需品等の輸送を迅速、かつ的確に実施するための輸送能力、輸送方法等を定める。

第2 実施機関

被災者災害応急対策用物資又は災害応急対策要員及び機械等の輸送は、輸送部輸送班が実施する。又、災害の範囲、状況を勘案して、県、隣接市町村、関係機関との協力のもとに実施する。

第3 輸送路の確保

道路管理者は、道路橋梁等が被災した場合、その被害の状況に応じて排土、盛土、仮舗装、障害物の除去、仮橋の設置等の応急工事を速やかに行うとともに、迂回路の設定、所要交通規制等を実施して交通路を確保する。特に応急工事にあたっては幹線道路を優先する。

第4 輸送

1 輸送の確保

(1) 市は地域の現況に即した車両等の調達体制を整備するとともに、物資の集積場所等を明確にする。

(2) 市は車両等が不足する場合、又は必要な車両等の確保が困難なときは、次の事項を明らかにして他の市町村又は県に対して車両等の調達斡旋を依頼する。

ア 輸送を必要とする人員、物資の品名、数量

イ 車両等の種類、台数

ウ 輸送区間、借り上げ期間

エ 集結場所、日時

オ その他必要事項

2 輸送の対象

(1) 被災者

(2) 飲料及び食料品

- (3) 救助用物資
- (4) 災害対策のための要員及び資機材
- (5) その他必要な人員、物資等

3 輸送の手段

- (1) 自動車による輸送
災害時における輸送の主体は自動車輸送とする。
- (2) 鉄道による輸送
自動車輸送が困難なとき又は鉄道による輸送が適切であると判断される場合に行う。
- (3) 航空機による輸送
緊急を要する人員、物資を輸送する場合に行う。
- (4) 自動車等による輸送が不可能なときは、人力等による輸送を行う。

第5 緊急輸送

傷病者、医師、避難者等又は救助物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施するものとする。

- (1) 第1段階 - 避難期
 - ア 救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等の人命救助に要する人員及び物資
 - イ 消防・水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資
 - ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等
 - エ 負傷者等の後方医療機関への搬送
 - オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- (2) 第2段階 - 輸送機能確保期
 - ア 上記(1)の続行
 - イ 食糧、水等の生命維持に必要な物資
 - ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
 - エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- (3) 第3段階 - 応急復旧期
 - ア 上記(2)の続行
 - イ 災害復旧に必要な人員及び物資
 - ウ 生活必需品

資料8 - 1 「通行の禁止又は制限についての標示」

資料8 - 2 「緊急通行車両の確認事務処理要領」

第15節 給食、給水計画

(環境防災課・企業局)

第1 計画の方針

震災時に、民心の安定と応急対策活動の円滑な推進を図るため、被災者及び応急対策従事者に対する速やかな給食、給水の方法を定める。

第2 給食

1 実施機関

被災者等に対する主食等の給与及び炊き出しは、市長が実施するものとし、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて又は知事の補助者として、市長が実施するものとする。

2 炊き出しその他による食品の給与

被災者に対する炊き出しその他による食品の給与は、災害救助法に定める基準に従って行う。

(1) 給与の対象者は次のとおりである。

ア 避難所に収容された者。

イ 住家に被害を受けて炊事のできない者。

ウ 住家に被害を受けて一時縁故地等へ避難する者。なお、災害応急対策従事者も対象とするが、災害救助法の対象とはならない。

(2) 食品の給与は、被害者が直ちに食することができる現物によるものとする。費用は主食、副食及び燃料費等の経費とし、1日1人当たり1,010円以内とする。

(3) 実施期間は、災害発生の日から7日以内とするが、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日以内を現物により支給する。

(4) 市長は、緊急のため事前に知事に連絡できないときは、現地供給機関と協議のうえ供給を行い、事後速やかに災害発生の日時、場所、供給人員、供給品目、供給数量及び受領責任者等の事項を知事に報告する。

3 対象及び数量等

配給対象	一人当り配給限量	配給の方法等
被災者に対し、炊き出しによる給食を行う場合	1食当り精米150グラム	1 知事又は市長は取扱者を指定して、配給又は給食を実施させる。
被災者に対し、現物で配給する場合	1日当り精米400グラム	2 原則として米穀を配給するが、実状により乾パン又は麦製品を支給する。
災害地で防災活動に従事する者に対して給食を行う場合	1食当り精米250グラム	3 機関は災害発生から7日以内、ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、3日分を現物で支給する。

第3 食糧の調達方法

1 米 穀

小規模の災害については、小売業者又は卸売業者の手持ち分を調達するものとする。災害の状況により、小売り、卸売業者の所有米穀のみで不足する場合は、知事へ要請するものとする。ただし、交通通信が途絶し、災害地が孤立化して市長が知事へ要請できない場合は、農林水産省に直接緊急引渡しを要請するものとする。

2 副食等

塩、味噌、醤油の副食調味料等については、市長が直接調達するものとする。ただし、市長が直接調達困難な場合は、知事にその斡旋を依頼することができる。

3 県による食糧の運送

市長から食糧の調達、斡旋の依頼があったときは、知事は市からあらかじめ定めた物資集積所まで運送するものとする。

4 炊き出しの計画

給食施設は努めて既存の諸施設を活用するが、必要により野外に施設を開設する。

また、必要に応じ、婦人会、日赤奉仕団などの協力を求める。

(1) 現場の責任者

福祉班から担当者を配置し、その実施に関し指導するとともに必要事項を記録する。

(2) 応急食糧

献立は栄養価を考慮するが、災害状況により食器等が確保されるまでは、おにぎりや漬物、缶詰等を配給する。

(3) 応援要請

食品の給与、物資の確保ができないときは、県や隣接市町村に応援要請する。

(4) その他

炊き出しに当たっては、食品衛生に心掛ける。

第4 給 水

1 実施機関

被災者に対する飲料水の供給は市長が実施するものとし、災害救助法が適用されたときは、知事の委任を受けて、又は知事の補助者として市長が行う。

2 給水対象及び数量等

(1) 災害により、現に飲料水を得ることができない者を対象とする。

(2) 供給する数量等は、1人1日当り、約3リットル以上を目標とする。

(3) 供給期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。

3 給水の方法

災害状況に応じて次の方法によるが、需要が給水能力を超える場合は、県や隣接市町村に応援を要請する。

- (1) ろ水器によるろ過給水
- (2) ポリ缶等の搬送容器に入れ給水
- (3) 給水車等による給水

4 給水器材の調達

飲料水の供給に用する器材は、資料「給水器材の調達一覧表」に掲げる機関又は業者から調達する。

5 給水施設の応急措置

給水班は、資料「水道工事業者一覧表」に掲げる業者の協力を得て、給水施設の応急措置を行うものとする。

6 災害時の協力体制の確立

- (1) 市長は、飲料水の供給あるいは施設の復旧が困難な場合は、日本水道協会東北地方支部が定める「日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定書」に基づき応援を要請し、これによっても対応が困難な場合には、知事は他道県に応援を求める他、市長は知事に対して自衛隊の災害派遣要請を求める。

7 応急給水時の広報

応急給水を行うときは、応急給水の方法、給水場所、飲料水調達方法等について混乱が生じないように最大限の広報活動を行う。

8 その他

市は被災地区住民が飲料水を確保するため、遊井戸や緊急に掘削した井戸水を利用しようとするときは、事前に水質検査を実施するように指導に努めるものとする。

また、被災時に被災住民等に対し飲料水の供給が行えるよう、流通業者等からの飲料水の調達体制を整備するほか、市は飲料水にも活用できる耐震性貯水槽の整備に努めることとする。

資料 1 6 - 1 「主食及び副食品調達先一覧表」

資料 1 7 - 1 「飲料水の採水施設一覧表」

資料 1 7 - 2 「給水器材調達先一覧表」

資料 1 7 - 3 「水道工事業者一覧表」

第16節 生活必需品等の供給計画

(環境防災課・総務課)

第1 計画の方針

震災時の被災者に支給する衣料等の生活必需品の確保と供給を迅速的確に行い、民生の安定を図る。なお生活必需品等の備蓄及び調達に関する計画は第1章第22節「災害時の生活必需等の確保に関する計画」に定めるところによるものとする。

第2 実施機関

市長が主体となり実施するが、災害救助法が適用されたときは、原則として物資の調達、送を知事が行い、支給については知事の補助機関として市長が行う。

第3 生活必需品の給与及び貸与の対象者

- 1 住家が全壊(焼)、流失、埋没、半壊(焼)、床上浸水等の被害を受けた者であること。
- 2 被服、家具その他の生活上必要最小限の家財等を喪失した者であること。
- 3 被服、家具その他の生活必需品がないため、直ちに日常生活を営むことが困難となった者であること。

第4 生活必需品の範囲

給与又は貸与の品目は、被害の実状に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

- 1 寝具(タオルケット、毛布、布団等)
- 2 外衣(洋服、作業服、子供服等)
- 3 肌着(シャツ、パンツ等)
- 4 身の回り品(タオル、手ぬぐい、靴下、サンダル、傘等)
- 5 炊事用具(ナベ、炊飯器、包丁、ガス器具等)
- 6 食器(茶碗、箸、皿等)
- 7 日用品(石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉、上敷きゴザ)
- 8 光熱材料(マッチ、ろうそく、プロパン等)
- 9 その他必要と認められるもの

第5 生活必需品の調達方法

- 1 秋田県地域防災計画の生活必需品等の確保に関する計画に基づき、当市保管分の物資を活用する。なお、当市保管分の物資及び市内で調達が困難な場合は、知事に依頼して調達する。

- 2 日赤秋田県本部に備蓄する物資の借用については、日赤秋田県支部長に申請する。
- 3 その他必要な物資は、資料16-2「生活必需品調達先一覧表」の業者より調達する。

第6 生活必需品の給与又は貸与の方法

- 1 被害の状況、被災人員、被災者の世帯構成員等を十分調査して物資購入及び配分計画を樹立し、これにより購入し給与又は貸与する。
- 2 物資の支給は、市内連絡員を通じて被災者に交付する。
- 3 給与又は貸与の費用と期間は、災害救助法が適用された場合に準ずる。

資料16-2「生活必需品調達先一覧表」

資料16-3「燃料販売業者一覧表」

第 1 7 節 医療救護計画

(保健課・包括支援センター・市立病院・関係機関)

第 1 計画の方針

大規模災害時の医療救護活動として、広域連携に基づく相互支援体制により地域医師会から医療救護班の派遣を求めるとともに、患者搬送体制の確立や患者収容力の確保に努め、医薬品や医療器材の備蓄システムを機能させて後方供給体制の構築など、災害医療救護に係る総合的体制整備を推進する。

また、災害医療機関、災害協力医療機関及び消防機関等の防災関係機関は、相互に密接な連携をとりながら被災者の医療救護にあたるものとする。

第 2 実施体制

- 1 市長は救護所を設置するほか、仙北地域災害医療対策本部の協力を得て、医師等の確保、及び傷病者の手当並びに医薬品、医療器具、衛生材料の手配等を実施する。
- 2 市長は「仙北地域災害医療対策本部」に対し、医療救護班の派遣要請を行う。なお「仙北地域災害医療対策本部」が設置されていない場合は大曲仙北医師会に要請する。

第 3 応急救護所

- 1 市長は応急救護所を次により設置するものとし、運営にあたっては、大曲仙北医師会、大曲仙北歯科医師会及び仙北地域災害医療対策本部に協力を要請する。

(1) 災害の発生により、医療機関がなくなり、又は機能が停止した場合

(2) 災害の発生により、交通が途絶し、医療が受けられなくなった場合

(3) 病院もしくは診療所のない地域又は医療機関が被害を受け、診療のための人的、物的設備の機能が停止し、これらの施設で収容できない場合

- 2 医療救護を受ける者

医療救護を受ける者は、原因、発生日時、被災者等を問わず、応急的治療の必要がある者とする。

- 3 医療の範囲

(1) 診察

(2) 薬剤又は治療材料の支給

(3) 処置、手術その他治療及び施術

(4) 病院又は診療所への収容

(5) 看護

(6) 助産

第4 災害医療機関の役割

1 災害拠点病院

- (1) 「災害拠点病院」は、市での対応を超える広域的な災害に対処するため、救急救命医療の提供、備蓄医薬品及び医療機材の後方供給など災害医療救護の中核的な役割を担う。
- (2) 「災害拠点病院」は、災害発生時に「仙北地域災害医療対策本部」と連絡調整を図る職を配置する。
 - ア 搬送される重症患者に対する救命救急医療の提供と患者収容を行う。
 - イ 「災害協力医療機関」への患者収容等に関する協力要請を行う。
 - ウ 「仙北地域災害医療対策本部」と緊密な連携を取りながら、災害医療情報の収集・提供を行う。
 - エ 「災害・救急医療情報システム」の中で、「仙北地域災害医療対策本部」等と各種災害・医療情報の共有を図る。

2 「災害協力医療機関」と地域医師会

- (1) 「災害医療機関」以外の医療機関は「災害協力医療機関」として、被災地域内の医療救護にあたるとともに、県の災害医療救護活動の実施に必要な協力を行う。
 - ア 被災地域内の医療救護にあたる。
 - イ 「仙北地域災害医療対策本部」の要請に応え、医療従事者の派遣及び自主備蓄医薬品等の任意提供等を行う。
 - ウ 「災害・救急医療情報システム」の中で、災害医療情報の収集・提供を行う。
- (2) 地域医師会及び県医師会は、災害発生とともに「仙北地域災害医療対策本部」と連絡調整を図る担当者を配置する。
- (3) 被災地の地域医師会は、会員の診療所等の被災状況を把握するとともに、会員相互支援に係る指示等に努め、「仙北地域災害医療対策本部」及び「災害拠点病院」との情報連絡体制を確保する。

特に、会員の診療所等に重大な被害が生じ、慢性疾患等の要医療患者に対する医療の継続性が損なわれると判断されるときは「災害・救急医療情報システム」を通じて、被災地以外の地域医師会又は「災害協力医療機関」等に対して支援等を求める。

第5 災害・救急医療情報システムの活用

1 災害・救急医療情報ネットワークの運用

市、医療機関、保健所、消防本部及び地元医師会、地元歯科県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、

県看護協会の関係団体等がインターネット等で接続された「災害・救急医療情報ネットワーク」により、各種防災・医療情報及び救急医療情報に関する「災害・救急医療情報システム」を機能させる。

第6 搬 送

1 搬送システム

- (1) 警察署長は、災害発生時には、道路の被災状況を確認のうえ交通規制を行うとともに、「緊急通行車両」の陸路搬送路を優先的に確保する。
- (2) 重症患者の搬送については、初動体制としては救急車による搬送を原則とするが、多数の重症患者が発生した場合や、救急車だけの搬送が困難になる場合は、「仙北地域災害医療対策本部」又は「災害拠点病院」からの指示に基づき、「災害協力医療機関」等が保有している患者搬送車並びに多数の患者搬送が可能な車両の確保により搬送する。
- (3) 「災害医薬品」や「医療機材」及び「支援医薬品等」の供給は、「災害医療対策本部」からの要請に基づき、「流通備蓄主体」が保有する車両等を「緊急通行車両」として活用し輸送する。
- (4) 地域医師会等から派遣される医療救護班の救護所までの搬送は、派遣病院等が保有する車両又は民間からの借り上げ車両を「緊急通行車両」として活用し行うものとする。
- (5) 陸路搬送が不可能な場合は、「仙北地域災害医療対策本部」からの支援要請に基づき、県消防防災ヘリコプター、航空自衛隊秋田救難隊ヘリコプターの派遣要請や近県で保有している救急医療用ヘリコプターの確保により空路搬送を行うこととし、「災害拠点病院」又は「災害支援病院」等に搬送する。

2 トリアージの実施

- (1) 医療救護班の医師は、被災地において、トリアージ・タグを用いてトリアージ（患者選別）を実施するものとし、重症患者は原則として、最寄りの「災害拠点病院」への搬送を指示するとともに、重症患者の症状等により「災害支援病院」等への搬送を指示する。

トリアージ補助班は、医療救護班の医師から指示及び確認を得ながら、被災患者のトリアージを実施するものとする。

- (2) 医療救護班は、重症患者の「災害支援病院」等への搬送指示にあたっては、「仙北地域災害医療対策本部」及び「災害拠点病院」等との連絡体制を確保する。

3 死体検案

- (1) 災害による死亡者が確認された場合には、医療救護班の責任者は「仙北地域災害医療対策本部」に検案医師班の派遣を要請するものとする。
- (2) 多数の犠牲者が発生した場合には、自衛隊等に協力を求める等により円滑な遺体の搬送体制を整えるとともに、近隣県に火葬の受け入れ等を要請する。

第7 市の活動

市は、迅速かつ的確な医療救護活動の実施に努めるものとする。

- (1) 災害規模に応じ、「災害拠点病院(市立角館総合病院)」又は「仙北地域災害医療対策本部」に対し、医療救護班の派遣要請を行う。
- (2) 地元医師会と情報連絡体制を確保する。
- (3) 救護所及び「災害医療施設」への患者搬送体制を確立する。
- (4) 救護所及び「災害医療施設」との情報連絡体制を確立する。
- (5) 救護所等への医薬品、医療機材、水、非常用電源の供給等に努める。

応急医療措置に必要な医薬品、衛生器材、担架及び医療用具等の確保については、市内各販売業者との連携を密にして、常時一定量備蓄を要請するとともに、被災地に対し、迅速的確に供給できるよう、協力体制を確立する。

資料7 - 1 「医療機関一覧表」

資料7 - 2 「医療器材調達先一覧」

資料7 - 3 「救護所一覧」

資料7 - 4 「現地医療班編成表」

第18節 公共施設等の応急復旧計画

一般災害対策編第3章第19節の定めによる。

第19節 ライフライン施設応急対策計画

(各機関)

第1 計画の方針

ライフライン施設管理者は、被災市民の生活の安定と応急対策の円滑な実施のため、被災箇所早期把握及び応急復旧を図る。

第2 水道施設

1 実施の主体

水道施設の応急復旧の実施責任者は市長であり、企業部工務班が実施する。

2 被害の把握

災害と同時に施設の監視を強化し、被災状況の把握に努めるとともに、市民から直接情報を収集する。

3 広報活動

被害及び措置状況を速やかに関係機関へ通報するとともに、復旧の見通しなどについて、関係住民に対し、防災行政無線や広報車等により周知徹底を図る。

4 応急復旧

(1) 取水、導水、浄化施設が被災し、給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他の給水系等から給水するとともに、速やかに応急工事を実施して給水能力の回復と給水不能地域の拡大防止を図る。

(2) 施設が被災したときは、被災箇所から有害物等が混入しないよう措置する。

特に浸水地区等で汚水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう住民に周知徹底を図る。

(3) 応急給水、応急復旧作業等が自己の力で処理し得ないと判断した場合は、日本水道協会秋田県支部が定める「水道災害相互応援計画」に基づき、支部長に応援を要請する。

(4) 自衛隊の応援を必要とする場合は、その旨を県に要請する。

第3 下水道施設

1 実施の主体

下水道施設の応急復旧の実施責任者は市長であり、建設部下水道班が実施する。

2 被害の把握

災害発生とともに施設のパトロールを行い被害情報を収集する。

3 広報活動

被害の状況及び復旧の見通しなどについて、関係市民に対し防災行政無線や広報車等により周知徹底を図る。

4 応急復旧

(1) 下水道管渠の被害に対しては、一時的な下水道機能の確保を目的とし、他施設に与える影響の程度とともに、下水道本来の機能である下水の排除能力をも考慮した応急復旧工事を実施する。

(2) ポンプ場及び終末処理場の被害に対しては、排水及び処理機能の回復を図るための応急復旧工事を実施する。

(3) 停電、断水等による二次的な災害に対しても速やかに対処する。

第4 電気施設

1 実施の主体

電気施設の応急復旧は、東北電力株式会社大曲営業所が実施する。

2 実施の要領

(1) 災害時の組織体制

防災体制を発令し非常勤災害対策本部を設置するとともに、この下に設備ごとに編成された班において災害対策業務を遂行する。

(2) 動員体制（応急復旧要員の確保）

対策本部の長は、防災体制発令後直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。被害が多岐で当該支所のみでは早期復旧が困難な場合は、他支所などに応援を要請し要員を確保する。

(3) 二次災害防止措置

災害時においても原則として供給を継続するが、二次災害の危険が予想され、警察・消防機関から要請があった場合は送電停止等、適切な危険予防措置を講ずる。

(4) 被害状況の把握と情報連絡体制

各班が各設備（発電所・変電所・送電線・配電線）ごとに被害状況を迅速・的確に把握し、別に定める通報連絡路に従って報告する。

(5) 復旧資材の確保

ア 対策本部の長は、予備品・貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は可及的速やかに確保する。

イ 災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両・船艇・ヘリコプター等をはじめその他実施可能な運搬手段により行う。

ウ 災害時において復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、市の災害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。

(6) 復旧順位

復旧計画の策定及び実施にあたっては、病院・交通・通信・報道機関・公共機関等を優先するほか、供給上社会的影響・復旧効果の大きいものから行う。

(7) 住民に対する広報活動

停電による社会不安の除去と公衆感電事故防止のため、テレビ・ラジオ・新聞・広報車・パンフレット・チラシ等を利用して、電力施設被害状況・復旧見通し・感電事故防止について広報を行う。

第 2 0 節 危険物施設等応急対策計画

一般災害対策編第 3 章第 2 0 節の定めによる。

第 2 1 節 防疫・保健衛生計画

一般災害対策編第 3 章第 2 1 節の定めによる。

第 2 2 節 廃棄物処理計画

一般災害対策編第 3 章第 2 2 節の定めによる。

第 2 3 節 遺体の捜索・処理・埋葬計画

一般災害対策編第 3 章第 2 3 節の定めによる。

第 2 4 節 障害物除去計画

一般災害対策編第 3 章第 2 4 節の定めによる。

第 2 5 節 文教対策計画

一般災害対策編第 3 章第 2 5 節の定めによる。

第 2 6 節 住宅応急対策計画

一般災害対策編第 3 章第 2 6 節の定めによる。

第 2 7 節 災害救助法の適用計画

一般災害対策編第 3 章第 2 7 節の定めによる。

第28節 孤立地区対策計画

(各機関)

第1 計画の方針

市及び県は孤立予防対策として、橋梁、通信施設などの改良又は防護対策、道路バイパスの整備や地すべり・雪崩などの災害危険箇所の改良を計画的に実施するものとする。

さらに、孤立想定地区の公共施設等を備蓄倉庫にあてるなど、孤立想定地区が抱えている過疎化及び高齢化に対する防災対策は重要である。

第2 交通路の確保

地震動によりもろくなった箇所への大雨、融雪による土砂災害又は雪崩等の発生を想定し、これらに関する気象情報が発表された場合、国、県及び市の道路管理者等は警察や運輸機関と連携し、災害危険箇所及び周辺地域の巡視を強化する。

巡視により土砂崩れ、冠水、雪崩等を確認又は発生の恐れを確認した場合は、県及び関係機関等と連絡調整のうえ、早期復旧体制の整備と二次災害の防止対策を実施する。

また、想定している迂回路の安全を確保するための巡回点検を実施する。

なお、迂回路の確保が出来ない場合、さらに通信手段が断たれた集落又は地区の孤立を確認した場合は、県消防防災ヘリコプターによる被害情報収集、連絡・支援体制を整備する。

第3 通信手段の確保

電気通信事業者は、通信回線の早期復旧を図るとともに併せて代替え通信器の整備に努める。県及び市は通信の途絶を想定し、災害に強い衛星携帯電話機などの通信機器を整備する。

また、通信機器に安定した電力を供給するため、自家発電機の整備と発電燃料の備蓄に努める。

第4 電力の確保

電力事業者は、停電の早期復旧を図るとともに、停電の長期化を想定した移動自家発電機の配備に努める。

県及び市は小型可搬型自家発電機を緊急物資備品目に指定し、計画的な整備に努める。

第5 救急患者の搬送

救急患者が発生した場合、消防防災ヘリコプターによる患者搬送を要請する。

また、状況に応じて関係機関に航空機の派遣を要請する。

市及び県は、孤立集落内又は地区の近隣に臨時ヘリポートを設置する。

第6 緊急物資の備蓄

孤立集落又は地区内に次の緊急物資の備蓄に努める。

- 1 飲料水（ミネラルウォーター、お茶等）
- 2 給水用品（浄水器、給水用ポリ容器、ポリ袋）
- 3 食料品（米、保存食品、乳児用ミルク、その他）
- 4 生活雑貨（日用雑貨品、下着、防寒着）
- 5 冷暖房器具（ストーブ、温風ファン、携帯カイロ等、停電時使用できる暖房器具等）
- 6 燃料（暖房用、炊事用、発電用）
- 7 医薬品（風邪薬、胃腸薬、解熱剤、膏薬、消毒薬、絆創膏、包帯等）
- 8 その他（必要雑貨）

第7 し尿、ごみの処理

洪水又は積雪時において汲み取り運搬車の運行不能を想定し、住家等に被害を及ぼさない処理場所を選定しておくこと。

ごみは環境衛生上支障のない場所を指定し、集積しておくこと。

第 3 章 災害復旧計画

第 1 節 公共施設災害復旧事業計画

(各機関)

第 1 計画の方針

公共施設の復旧は、単に原形復旧にとどまらず、再度の被害発生を防止するための改良復旧を原則とし、各種施設の災害復旧計画の策定にあたっては、災害の実状を精査し、その原因となった自然的、社会的及び経済的諸要因について詳細に検討したうえ、総合的見地から緊急度の高い順に復旧にあたり、可及的かつ速やかに当該事業の推進を図るよう配慮するものとする。

第 2 実施体制

被災施設等の復旧を迅速に行うため、指定地方公共機関等は復旧事業に必要な職員の配備、応援派遣計画について必要な措置を講ずる。また、大規模な災害時における労働力、施工業者の不足資器材の払底等の事態を想定して十分検討しておくものとする。

第 3 災害復旧事業計画

各機関は、被災施設の復旧事業計画又は査定計画を速やかに作成し、復旧事業が適期に実施できるよう努める。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
- 2 農林水産施設災害復旧事業計画
- 3 都市施設災害復旧事業計画
- 4 上下水道災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 病院等公共医療施設災害復旧事業計画
- 8 学校教育及び社会教育施設災害復旧事業計画
- 9 その他の災害復旧事業計画

公共施設については、災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう被害状況を速やかに調査し、県と協力して緊急に災害査定が行われるよう措置するとともに、災害が著しく激甚である場合には、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置するものとする。

また、災害復旧に必要な資金需要額を早期に把握し、負担すべき財源の確保に努めるものとする。

第4 復旧事業の促進

被災施設の被害程度、緊急の度合に応じて、公共土木施設災害復旧費公庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講ずるとともに、復旧工事が迅速に実施できるよう努める。

また、復旧事業の決定したものについては、緊急度の高いものから直ちに復旧にあたり、事業実施期間の短縮に努める。

第2節 財政負担に関する計画

(各機関)

第1 計画の方針

災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の防災行政の実施は、国及び地方を通ずる関係機関等のすべてが、それぞれの立場において分任するものであるから、当然それに要する費用はそれぞれの実施機関が負担するものである。

しかし、これに固執することは、地方財政を混乱せしめ、ひいては国の円滑な財政運営を阻害するおそれがあるので、法令の規定に基づき、又は予算上の措置により、財政負担の適正化のため所要の措置を講ずるものとする。

第2 対策

1 費用の負担者

(1) 災害予防及び災害応急対策に要する費用

災害予防及び災害応急対策に要する費用は、法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置が講じてある場合を除き、その実施責任者が負担するものとする。

(注) 法令に特別な定めがある場合

ア 災害救助法 第36条

イ 水防法 第40条

ウ 災害対策基本法 第94条、第95条

エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第61条

(2) 応援に要した費用

実施責任者が他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合、その応援に要した費用は当該応援を受けた地方公共団体の長が負担する。しかし、一時繰替え支弁を求めることができる。

(3) 知事の指示に基づいて市が実施した費用

知事の指示に基づいて市が実施した応援措置のため要した費用及び応援のために要した費用のうち、指示又は応援を受けた市に負担させることが困難又は不適當なもので、災害対策基本法施行令第39条で定めているものについては、国がその一部を負担する経費を除いて政令で定めるところによって、県が一部又は全部を負担する。

2 国が負担又は補助する範囲

(1) 非常災害応急対策に要する費用

非常災害応急対策に要する費用については、法令に定めるところにより、又は予算の範囲内において国がその全部又は一部を負担し、又は補助する。

(2) 災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づく応援措置に要する費用

災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づいて市長又は知事が実施した応急措置のために要した費用のうちで、市又は県に負担させることが不適当なもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国がその全部又は一部を補助する。補助率については、応急措置内容その他の事情によりその都度決定される。

(3) 災害復旧事業費等

災害復旧事業その他災害に関連して行われる事業に要する費用は、別に法令で定めるところにより、又は予算の範囲内で国がその全部又は一部を負担し、又は補助する。

(4) 激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費

国は著しく激甚である災害が発生した場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に規定されている事業に対し援助する。

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の対象となる事業は、第6節「激甚災害の指定に関する計画」のとおりである。

3 起債の特例

(1) 地方税、使用料、手数料、その他の徴収金で総務省令で定めるものの当該災害のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし、相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足を補う場合。

(2) 災害予防、災害応急対策又は災害復旧で、総務省令で定めるものに通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合。

(3) 上記(1)・(2)の場合において、災害対策基本法施行令第43条に定める地方公共団体は、激甚災害が発生した場合は、その発生した日の属する年度に限り地方財政法第5条の規定にかかわらず地方債をもってその財源とすることができる。

4 国の援助を伴わない災害復旧事業費

激甚災害の復旧事業のうち、地方公共団体の単独事業の経費が著しく過重と認められる場合は、別に法律で定めるところにより、災害復旧事業費の財源に充てるため特別の措置を講ずることができる。

第3節 被災中小企業の振興等経済復興支援計画

(関係機関)

第1 計画の方針

被災中小企業等が、事業の継続又は速やかに事業の再開ができるように、事業資金の融資、受発注の斡旋、経営情報の提供、従業員の確保等の支援を行い、もって被災地域の経済復興を図る。

第2 実施体制

被災中小企業等を総合的に支援するため、次の機関で構成する地域経済復興支援対策本部を設置する。

- (1) 市
- (2) 県(産業労働部、関連部局、地域振興局)
- (3) 秋田県信用保証協会
- (4) 金融機関(政府系金融機関、銀行、信用金庫、信用組合)
- (5) (財)あきた企業活性化センター
- (6) 秋田県商工会連合会
- (7) 秋田県商工会議所連合会
- (8) 秋田県中小企業団体中央会

第3 復興事業の促進

地域経済復興支援対策本部は、被災中小企業等の被害実態を把握し、関係機関と連携して被災中小企業等に対して次の措置を講ずる。

- (1) 事業の継続、再開に必要な資金融資の円滑化
- (2) 既存借入金の償還期限の延長
- (3) 各種補助、助成制度の優先的な適用
- (4) 稼働可能設備等の確認及び受発注の斡旋
- (5) 原材料入手経路、販売先ルート等の経営情報の提供
- (6) 従業員確保のための人材情報の提供
- (7) 新たな支援制度の創設

第4節 農林業経営安定計画

(各機関)

第1 日本政策金融公庫資金

被災農林業者に対し、農林業の生産力維持増進施設等の災害復旧時に必要な長期かつ低利の資金を日本政策金融公庫が融通する。

1 農業関係

被害農業者及び被害農業協同組合に対しては、天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(以下「天災融資法」という)を適用し、低利の経営資金の融通を円滑にして、農業経営の維持安定を図るよう推進する。

- (1) 農業基盤整備資金
- (2) 農業経営基盤強化資金
- (3) 経営体育成強化資金
- (4) 農業近代化資金
- (5) 農業の共同利用施設資金
- (6) 農業の主務大臣指定施設資金

2 林業関係

被害林業者に対しては、天災融資法を適用し、低利の経営資金の融通を円滑にして、林業経営の安定を図るよう推進する。

- (1) 造林資金(復旧造林、樹苗養成施設)
- (2) 林道資金
- (3) 林業の共同利用施設資金
- (4) 農林漁業セーフティネット資金
- (5) 林業の主務大臣指定施設資金

第2 天災融資法による災害経営資金

暴風雨及び豪雨等により農林業者が被害を受けた場合、市及び国・県が農協系統金融機関や銀行等に対し利子補給を行い、再生産確保のための経営資金等を融通するものとする。

支援の内容	<p>天災融資法に基づき、政令で指定された天災によって被害を受けた農林漁業者に対して再生産に必要な低利の経営資金を、被害を受けた農協等の組合に対しては事業資金をそれぞれ融資し、経営の安定化を図る。</p> <p>【天災融資法】</p>						
	区 分		融資限度額		又は のうちどちらか低い金額		
			損失額%		万円		
			個 人	法 人			
	農業者	果樹栽培者・家畜等飼育者		5 5	500	2,500	
		一般農業者		4 5	200	2,000	
	林業者		4 5	200	2,000		
	漁業者	漁具購入資金		8 0	5,000	5,000	
		漁船建造・取得資金		8 0	500	2,500	
		水産動植物養殖資金		5 0	500	2,500	
一般漁業者		5 0	200	2,000			
<p>災害が特に激甚である場合には、激甚災害法を適用する政令が制定されることにより、通常の日災資金より貸付条件が緩和される。</p> <p>【天災融資法】</p>							
区 分		融資限度額		又は のうちどちらか低い金額			
		損失額%		万円			
		個 人	法 人				
農業者	果樹栽培者・家畜等飼育者		8 0	600	2,500		
	一般農業者		6 0	250	2,000		
林業者		6 0	250	2,000			
漁業者	漁具購入資金		8 0	5,000	5,000		
	漁船建造・取得資金		8 0	600	2,500		
	水産動植物養殖資金		6 0	600	2,500		
	一般漁業者		6 0	250	2,000		

	貸付利率、償還期限		
	資格者	貸付利率	償還期限
	(ア)被害農林漁業者で損失額が30%未満の者	6.5%以内	3年、4年、5年以内
	(イ)被害農林漁業者で損失額が30%以上の者	5.5%以内	5年、6年以内
	(ウ)特別被害農林漁業者	3.0%以内	6年以内
	次の基準に該当すると市町村長の認定を受けた者が対象		
対象者	(ア) 被害農林漁業者	(イ) 特別被害農林漁業者	
	1 農作物の減収量が平均収穫量の30%以上でかつ損失額が平均農業収入の10%以上	左のうち損失額が50%以上	
	2 樹体の損失額が30%以上		
	1 林産物の流失等による損失額が平年林業収入の10%以上	左のうち損失額が50%以上	
	2 林業施設の損失額が50%以上	左のうち損失額が70%以上	
	1 水産物の流失等による損失額が、平年漁業収入の10%以上	左のうち損失額が50%以上	
2 水産施設の損失額が50%以上	左のうち損失額が70%以上		
問い合わせ	仙北市農林部農山村活性課		

第5節 被災者の生活確保計画

(各機関)

第1 計画の方針

災害を受けた地域の民生を安定させるため、生活福祉資金、母子寡婦福祉資金の貸付、災害弔慰金等の支給、被災者に対する就業の斡旋、租税の徴収猶予及び減免、簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸付、郵便貯金者に対する非常払渡し、住宅資金貸付、金融機関の金融措置、生活必需品、災害復旧用資機材の確保等に関する対策を講ずるものとする。

第2 対策

1 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

(1) 社会秩序の維持

被災地及びその周辺においては、警察が独自に、又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

(2) 物価の安定、物資の安定供給

生活必需品の物価が高騰しないよう、又は買い占め、売り惜しみが生じないように監視する。

2 生業資金等の貸付

(1) 災害救助法による生業資金の貸付

ア 貸付の対象

県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害により、世帯主が負傷、住居又は家財が損害を受けた世帯で、世帯員の所得の合計額が政令で定める額に満たない世帯主。

イ 借入の手続

借入しようとする者は、市長に借入申込書及びその他の書類を提出する。

ウ 貸付限度額等

貸付限度額 350万円

償還期間10年(うち据置期間3年)

貸付利率 年3%(据置期間中は無利子)

(2) 生活福祉資金償還期間等による災害援護資金の貸付

市は、条例の定めるところにより、区域内で災害救助法による救助又は災害弔慰金の支給等に関する法律施行令で定める災害による被害を受けた世帯に対して、災害援護資金の貸し付けを行う。

ア 貸付の対象

低所得者世帯

イ 借入の手続

貸付を受けようとする者は、市社会福祉協議会に備えつけられている借入申込書とその居住地を担当区域とする民生児童委員を通じ、市社会福祉協議会を経由して、秋田県社会福祉協議会長に提出するものとする。

ウ 貸付金の種類

災害援護資金

(注) 災害援護資金と他の資金等を重複して貸付けることができる。

エ 貸付限度額

1,500,000円以内

(3) 母子寡婦福祉資金の貸付

ア 貸付の対象

配偶者のない女子であって、現に児童(20歳未満の者)を扶養している者及び「母子及び寡婦福祉法」の対象となっている寡婦等。

ただし、現に扶養する子等のない寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子の場合は、前年度所得が政令で定める額以下の者を原則とする。

イ 借入の手続

貸付を受けようとする者は、貸付申込書(市役所の備付)に関係書類を添付して、市役所を経由して県に申請する。

ウ 貸付金の種類

- (ア) 事業開始資金
- (イ) 事業継続資金
- (ウ) 住宅資金
- (エ) 技能習得資金
- (オ) 生活資金
- (カ) 就職支度資金
- (キ) 修学資金
- (ク) 転宅資金
- (ケ) 就学支度資金
- (コ) 修業資金
- (サ) 医療介護資金
- (シ) 結婚資金
- (ス) 特別児童扶養資金

第3 被災者に対する就業斡旋等

災害により失業した被災者の雇用確保のため、労働局、公共職業安定所（ハローワーク）及び県（産業労働部）は、職業相談、求人開拓、職業の斡旋、並びに雇用保険の失業給付等の必要措置を講ずる。

1 通勤地域における適職求人の開拓

（1）市は、就業を希望する者に対して常用雇用求人の開拓を実施する。

（2）市は、復旧までの間の生活確保を図るため、臨時（日雇いを含む）求人の開拓を実施する。

2 巡回就業相談所、臨時就業相談所の開設

（1）市等は、災害地域を巡回し、就業相談を実施する。

（2）市等は、避難場所に臨時相談所を設け、職業相談を実施する。

3 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用により雇用保険求職者給付を行う。

第4 租税の徴収猶予及び減免等

災害による被害者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行って、被害者の生活の安定を図る。国及び県は、被災者の納付すべき国税県税について法令及び県条例の規定に基づき、災害の状況に応じ徴収猶予及び減免措置を実施することとなっており、市でも実施する。

（1）国税の租税の徴収猶予及び減免等

ア 災害等による期限の延長

国税通則法（昭和37年法律第66号）第11条の規定に基づき、災害により国税に関する法律の定めるところによる申告、申請、請求、届出その他の書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないものと認めるときは、国税庁長官、国税局長及び税務署長は、当該期限を延長することができる。

イ 災害被災者に対する租税の減免及び徴収猶予等

災害被災者に対する租税の減免徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定に基づき、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害に因る被害者の納付すべき国税の軽減若しくは免除、その課税標準の計算若しくは徴収の猶予又は災害を受けた物品について納付すべき国税の徴収に関する特例については、他の法律に特別の定めのある場合を除いてこの法律の定めるところによる。

（2）県税の減免及び期限延長

ア 県税の減免

災害が発生した場合において必要があると認めるときは、被災納税者に対する県税減免を行うものとする。

なお、災害が広範かつ大規模にわたる場合は、県税の減免に関する単独条例を制定して被災納税者の救済を図るものとする。

イ 各種期限の延長

広範囲にわたる災害が発生し、交通又は通信等が途絶した場合等においては、被災地域内における県税の納税者について、県税の納付又は納入期限及び申請又は申告に係る書類の提出期限を延長するものとする。

(3) 市民税の減免等の措置

被災者の市民税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期等の延長について、市条例の定めるところに従って必要な措置をするものとする。

第5 簡易保険・郵便年金契約者に対する非常貸付・郵便貯金等預金者に対する非常払渡等

1 簡易保険・郵便年金契約者に対する非常貸付

災害等により、多数の保険契約者が罹災した場合に、保険者が一定地域の保険契約者のため必要と認める場合には、特に指定した郵便局で普通貸付金を即時払渡すこととする。

2 郵便貯金等預金者に対する非常払渡

災害救助法が適用された区域内に対し、郵便局において非常払渡を取扱う。

3 被害地の被災者に対する郵便はがき等の無償交付

災害救助法第2条に規定する被害者であって、同法第23条第1項第1号に掲げる救助、又は、同項第3号に掲げる救助を受ける者については、郵便法の規定により郵便はがき及び郵便書簡の無償交付を受けられる。

第6 公営住宅の建設及び住宅金融支援機構融資の斡旋

1 災害により住居を滅失又は焼失した低所得者の被害者に対する住宅対策として、県及び市は、必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図る。滅失した住宅の戸数が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、県及び市は、被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の実施が得られるよう努める。

2 住宅金融支援機構融資の斡旋

県及び市は、被災地の滅失家屋を調査し、災害復興住宅融資の融資適用災害に該当するときは、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅融資の促進を図る。

第7 生活必需品・災害復旧用資機材の確保

防災に関係ある機関は、災害復旧にあたって被災者の生活必需品の確保に努め、また災害復旧用資機材の調達、輸送等に努めるものとする。

第8 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金の支給

市は、市条例の定めるところにより、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令で定める災害により死亡した市の住民の遺族に対する災害弔慰金や、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対する災害障害見舞金の支給を行う。

2 災害援護資金の貸付

市は、市条例の定めるところにより、その区域内で災害救助法による救助又は災害弔慰金の支給等に関する法律施行令で定める災害により被害を受けた世帯に対して、災害援護資金の貸付を行う。

第9 被災者生活再建支援金の支給

1 計画の方針

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立した生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を利用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、被災者の自立した生活の開始を支援する。

2 対象となる自然災害

対象となる災害は次のとおり。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害
- (2) 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害
- (3) 県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害
- (4)(1)又は(2)の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村 (人口10万人未満に限る)
- (5)(1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村 (人口10万人未満に限る)
- (6)(1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)及び2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)

3 対象世帯と支給額

対象世帯は上記の自然災害により

- (1) 住宅が全壊した世帯

- (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

（世帯人数が1人の場合は各該当欄金額の3 / 4の額）

住宅の被害に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (第3(1)に該当)	解体 (第3(2)に該当)	長期避難 (第3(3)に該当)	大規模半壊 (第3(4)に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は合計で200（又は100）万円

4 支援金の支給申請

（申請窓口） 市町村

（申請時の添付書面） 基礎支援金：り災証明書、住民票等
加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等

（申請期間） 基礎支援金：災害発生日から13月以内
加算支援金：災害発生日から37月以内

国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が、都道府県相互の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。

基金が支給する支援金の1 / 2に相当する額を国が補助。

資料4 - 1 「災害援護資金等の貸付」

資料4 - 2 「経営資金の貸付」

資料4 - 3 「税の減免」

資料4 - 4 「災害り災者に対する見舞金」

第6節 救援物資、義援金の受け入れ及び配分に関する計画

(関係機関)

1 募集実施機関

(1) 秋田県 (2) 仙北市 (3) 日本赤十字社秋田県支部

2 秋田県、仙北市及び日本赤十字社秋田県支部は義援金品の受け入れについて、避難所等の受け入れ希望物資の把握に努め、国の非常災害対策本部並びに報道機関を通じ、次の事項について公表する。

(1) 義援金

ア 振込銀行口座(銀行名、口座番号、口座名等)

イ 受入窓口

(2) 義援物資

ア 受入を希望する物資、受入を希望しない物資(受給状況に対応)

イ 送り先(あらかじめ定める集積場所)

3 義援金品の受け入れ・保管

(1) 義援金

ア 一般からの受入・問い合わせ窓口の開設。

イ 一般から受領した義援金は寄託者へ受領書を発行する。

(2) 義援物資

ア 受入・問い合わせ窓口の開設。

イ 受入要員を指名する。

ウ 輸送・保管に適した集積場所を指定しておく。

4 義援金の配分

(1) 配分方法

義援金は、募集期間終了後、速やかに別に定める義援金募集(配分)委員会において協議の上、被災市町村に適正に配分する。

(2) 配分先・用途が指定されている義援金

寄託者が配分先や用途を指定した義援金は、受け付けた機関自らが預託者の指定先に配分する。

(3) 市は義援金の収納額及びその配分先等について、報道機関等を通じて公表する。

5 義援物資の配分

(1) 自己調達物資、応援要請物資等を調整し、義援物資の効果的な配分を行う。

第7節 激甚災害の指定に関する計画

(各機関)

第1 計画の方針

災害の発生に伴う被害が甚大であり、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚法」という。)に基づく激甚災害の指定を受ける必要があると考えられる場合の手続及び指定を受けた場合の手続等について定めるものとする。

第2 対策

1 激甚災害に関する調査への協力

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努める。

2 災害復旧事業計画

市は各防災関係機関と協力して被災施設の復旧事業計画等を速やかに作成し、復旧事業が適期に実施できるように努める

また、復旧事業計画の樹立にあたっては、関係機関が十分連絡調整を図って、災害の原因、災害地の状況及び社会経済的影響を検討し、再度災害の防止を図る。

3 被災施設の被害程度、緊急の度合いに応じて、公共土木施設の災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講ずるとともに、復旧工事が迅速に実施できるよう努める。

また、復旧事業の決定したものについては、緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、事業実施期間の短縮に努める。

資料20-1 「激甚災害指定基準」

資料20-2 「局地激甚災害指定基準」